

CHINA REPORT

JBIC 中国レポート

株式会社 国際協力銀行 (JBIC)

INDEX

新公布法令・改正法令情報	2
主な新公布法令	2
投資関連制度情報	13
自由貿易試験区の発展について	
コラム - 富士通総研経済研究所 主席研究員 柯 隆	23
グローバルizm後退の危機と保護主義の台頭 —中国が進める一帯一路構想の検証—	
コラム - キャストグループ代表 弁護士・税理士 村尾 龍雄	33
強化される国家監視体制	

JBIC 中国レポート

本レポートは、株式会社国際協力銀行 北京代表処が、日系企業の皆様の中国に於けるビジネスの参考として役立ちそうな投資、金融、税制等にかかる現地の情報を集め、配信させて頂くものです。本レポートに関するご質問・ご要望等ございましたら、当代表処までご照会下さい。

また、本レポートはホームページでも御覧頂けます。

(<http://www.jbic.go.jp/ja/information/reference/china>)

株式会社国際協力銀行 北京代表処
越智 幹文

新公布法令・改正法令情報

主な新公布法令【¹】

(2017 年 3 月から 2017 年 6 月までの期間にて公布された新法令のうち、特に重要と思われるものについて会社設立・M&A、税関管理、外貨管理、税務・会計、その他の項目別にとりまとめたもの。)

・ 会社設立・M&A

法令名：	企業投資プロジェクト審査承認及び備案管理弁法
公布部門：	国家発展及び改革委員会 文書番号：国家発展及び改革委員会第 2 号
公布日：	2017 年 3 月 8 日 施行日：2017 年 4 月 8 日
概要等：	原「政府審査承認投資プロジェクト管理弁法」(国家発展改革委令第 11 号)を廃止した。今回注目すべき点として、環境影響評価の許可文書、所在地の選定意見、使用土地の予備審査、省エネ審査など書類が、プロジェクト立件の前提条件として要求されなくなった。企業は備案したプロジェクト情報の真実性について責任を持つ。備案機関が本弁法に規定するすべての情報を接受したら、備案したものとする。企業が告知した情報に不備がある場合、備案機関は企業に補正するように指導する。企業は備案証明を必要とする場合、備案機関に対して発行を求め、

¹ 本来、法令の公布は、中央性法規については国务院の、地方性法規については地方人民代表大会常務委員会の承認を経てなされる。本レポートでは、かかる公布手続きを経たことが確認できない法令、規範性文書(法令以外の文書)についても、便宜上、その発出日を公布日として表記。施行日については、規定により確認可能であるものについてのみ、表記している(「-」は未確認の意)。また一部法令については、遡及施行されている。

例) 企業所得税法に基づき制定された税務通達

公布日：2009 年 7 月 1 日、施行日：2008 年 1 月 1 日(遡及適用)。

また、文書番号の文字部分は、法令公布部門を表す。

	又はオンラインプラットフォームを通じて自ら印刷することもできる。
法令名：	工商登記の前置審査認可事項をより一層削減することに関する国务院の決定
公布部門：	国务院 文書番号：国発[2017]32 号
公布日：	2017 年 5 月 7 日 施行日：2016 年 10 月 8 日
概要等：	本決定は、省級人民政府の報道出版・ラジオ映画テレビ行政主管部門が実施する中外合資、合作印刷企業及び外商独資包装裝飾印刷企業の設立に係る審査認可、中国民用航空局が実施する外国航空会社の中国における恒久的施設の設立に係る審査認可等の 5 項目の工商登記の前置審査認可事項を後置審査認可へ改めるものである。
法令名：	自動車投資プロジェクト管理を完全化することに関する国家発展及び改革委員会及び工業及び情報化部の意見
公布部門：	国家発展及び改革委員会/工業及び情報化部 文書番号：発改産業[2017]1055 号
公布日：	2017 年 6 月 4 日 施行日：2017 年 6 月 4 日
概要等：	本意見は、伝統的燃料自動車の生産能力の新規増加を厳格に統制し、細分類等を跨る投資プロジェクトの審査承認条件を明確にし、新エネルギー自動車企業投資プロジェクトの条件を規範化し、自動車投資プロジェクトの管理方式を調整する等を規定するものである。
法令名：	自由貿易試験区外商投資参入許可特別管理措置(ネガティブリスト)の印刷発布に関する国务院弁公庁の通知
公布部門：	全国人民代表大会常務委員会 文書番号：国弁発[2017]51 号
公布日：	2017 年 6 月 16 日 施行日：2017 年 7 月 10 日
概要等：	本通知は、「自由貿易試験区外商投資参入許可特別管理措置(ネガティブリスト)(2015 年版)」を廃止し、新たなネガティブリストを公布するものである。前版と比べて、全部で 10 の条目及び 27 項の措置が減少した。このうち、減少した条目には、軌道交通設備製造、医薬製造、道路運輸、保険業務、会計監査、その他の商務サービス等の 6 条を含み、同時に 4 条が整理・統合され減少した。
法令名：	工業製品生産許可証管理目録の調整及び審査認可手続の簡素化の試行に関する国务院の決定
公布部門：	国务院 文書番号：国発[2017]34 号
公布日：	2017 年 6 月 24 日 施行日：2017 年 6 月 24 日
概要等：	本決定は、19 類の工業製品生産許可証管理を取り消し、3 類の工業製品を生産許可証管理の実施から強制性製品認証管理の実施に転換し、8 類の工業製品生産許可証管理の権限を質検総局から省級人民政府の品質技術監督部門に下級委譲するものである。調整後、工業製品生産許可証管理を継続して実施する製品は合計 38 類で、そのうち、質検総局が実施するものは 19 類であり、省級人民政府の品質技術監督部門が実施するものは 19 類である。

法令名： 外商投資産業指導目録（2017 年改正）
 公布部門： 国家發展及び改革委員会/商務部
 文書番号： 国家發展及び改革委員会/商務部令 2017 年第 4 号
 公布日： 2017 年 6 月 28 日 施行日：2017 年 7 月 28 日
 概要等： 本目録においては、制限性措置をより一層減少させ、外資参入許可の大幅な緩和を再度推進する。これと同時に、奨励類項目の数は基本的に不変であり、外資が先進的製造、高度新規技術、エネルギー節約・環境保護、現代サービス業等の分野に投資することを継続して奨励する。

・ 税関管理

法令名： 「中華人民共和国税関輸出入貨物通関申告書記入・作成規範」の改正に関する公告
 公布部門： 税関総署 文書番号： 税関総署公告 2017 年第 13 号
 公布日： 2017 年 3 月 16 日 施行日：2017 年 3 月 29 日
 概要等： 本公告の企業の輸出入作業に対する影響は重大である。今回の改正は前回の改正からわずか 1 年しか経っていない。今回は約 12 項目の内容を改正し、かつ、明確にした。
 特に重視すべき改正は、今回新たに 3 つ項目の記入内容を増やしたことである。「特殊な関係の確認」、「価格の影響の確認」、「貨物と関係のあるライセンスに係る権利の使用料の支払いの確認」である。通関申告書を記入する前に、企業の輸出入部門は財務、税務、リスク管理などの他の部門と連携し、通関申告書の記入ポイントを確認し、かつ、文書を作成し検査に備える。企業側は「否」と記入したが特許権使用料と輸入貨物の関係が無関係であることに関する十分な根拠を提供することができない場合には、税関に審査された際に「不実申告」と認定されるリスクに直面する。

法令名： 租税徴収管理方式の改革試行範囲をより一層拡大することに関する公告
 公布部門： 税関総署 文書番号： 税関総署公告 2017 年第 12 号
 公布日： 2017 年 3 月 16 日 施行日：2017 年 4 月 1 日
 概要等： 試行範囲を全国の通関ポートにおいて海運、陸運及び空運により輸入され、かつ、ペーパーレス化方式で申告される「中華人民共和国輸出入税則」第 72 章から第 85 章及び第 90 章の商品に拡大する。
 公式による価格決定、特別案件（反ダンピング・反補助金措置及び保障措置を含む。）及び電子ネットワークを実現していない優遇貿易協定項目下の原産地証書又は原産地表示にかかわるものについては、試行範囲に組み入れない。

法令名： 「中西部地区外商投資優勢産業目録（2017 年改正）」を執行することに関する公告
 公布部門： 税関総署 文書番号： 税関総署公告 2017 年第 14 号
 公布日： 2017 年 3 月 17 日 施行日：2017 年 3 月 20 日

概要等： 2017 年 3 月 20 日（当該日を含む。）から、「中西部地区外商投資優勢産業目録（2017 年改正）」の範囲に属する外商投資プロジェクト（増資プロジェクトを含む。）について、投資総額内で輸入する自己使用設備並びに契約に従い上記設備に伴い輸入する技術並びに付帯部品及び予備部品は、「輸入設備の租税政策の調整に関する国务院の通知」（国発[1997]37 号）及び税関総署公告 2008 年第 103 号その他の関係規定に従い、「外商投資プロジェクトで免税としない輸入商品目録」及び「輸入につき免税としない重大技術装備及び製品目録」に掲げる商品を除き、輸入関税の徴収を免除し、輸入環節増値税については、規則に従い徴収する。

法令名： 通関段階においてペーパーベースの「中華人民共和国税関輸出入貨物税徴収免除証明」の提出を免除することに関する公告
 公布部門： 税関総署 文書番号： 税関総署公告 2017 年第 19 号
 発布日： 2017 年 4 月 21 日 施行日：2017 年 4 月 26 日
 概要等： 2017 年 4 月 26 日から、荷受人・荷送人又は委託を受けた通関申告企業は、上記の「税徴収免除証明」に掲げる貨物の輸入を申告する際に、ペーパーベースの「税徴収免除証明」又はそのスキャン文書を提出する必要がない。輸入貨物の申告の際に、荷受人・荷送人又は委託を受けた通関申告企業は、規定に従い「税徴収免除証明」の編成番号を輸入貨物通関申告書の「備案番号」欄に記入しなければならない。

法令名： 2017 年 7 月 1 日から香港・マカオがゼロ関税を享受する貨物の原産地標準を追加すること及び関連する事項を公布することに関する公告
 公布部門： 税関総署 文書番号： 税関総署公告 2017 年第 22 号
 公布日： 2017 年 6 月 12 日 施行日：2017 年 7 月 1 日
 概要等： 本公告は、「2017 年 7 月 1 日から香港 CEPA 項目に追加されるゼロ関税貨物の原産地標準表」、「2017 年 7 月 1 日からマカオ CEPA 項目に追加されるゼロ関税貨物の原産地標準表」において簡素化した貨物名称を使用することについて、2017 年 7 月 1 日から執行し、香港及びマカオがゼロ関税を享受する貨物の追加される範囲が、2017 年「輸出入税則」中の相応する税番号に対応する商品範囲と一致すると規定するものである。

法令名： 全国税関通関一体化改革の推進に関する公告
 公布部門： 税関総署 文書番号： 税関総署公告 2017 年第 25 号
 公布日： 2017 年 6 月 28 日 施行日：2017 年 7 月 1 日
 概要等： 本公告は、全国税関リスク防御統制センター及び租税徴収管理センターの使用を開始し、租税徴収管理方式の改革を全国の通関ポートにおいて全ての運送方式により輸入される「輸出入税則」の全章節の商品に拡大すると規定するものである。

法令名： 2017 年下半年 CEPA 項目における一部貨物につきゼロ関税を実施することに関する国务院関税則委員会のお知らせ

公布部門： 国务院関税規則委員会 文書番号：国务院関税規則委員会税委会[2017]10 号
 公布日： 2017 年 6 月 29 日 施行日：2017 年 7 月 1 日
 概要等： 本通知は、原産地標準の協議を新たに完了した 6 項目の香港原産の商品及び 27 項目のマカオ原産の商品については、2017 年 7 月 1 日からゼロ関税を実施すると規定するものである。

・ 外貨管理

法令名： 銀行が貿易書類・証書の審査確認に関係する業務を展開することに便宜をはかることに関する国家外貨管理局の通知
 公布部門： 匯発[2017]9 号 文書番号：匯発[2017]9 号
 発布日： 2017 年 4 月 4 日 施行日：2017 年 5 月 1 日
 説明： 1 件が 10 万米ドル等価値（当該数を含まない。）以上の貨物貿易の対外外貨支払業務（オフショア転売買業務を除く。）を手續するにあたっては、銀行は、現行の規定に従い関連する取引書類・証書を審査確認することを基礎として、原則としてシステムの「通関申告情報検査」モジュールを通じて、相応する輸入通関申告の電子情報に対し検査手續をしなければならない。銀行は、企業の対外外貨支払業務が真実かつ適法であると確認することができる場合には、検査手續をしないことができる。
 1 件が 10 万米ドル等価値以下の貨物貿易の対外外貨支払業務については、銀行は「顧客確認、業務確認及び適正評価」の原則に従い、システムを通じて相応する輸入通関申告の電子情報に対し検査手續をするか否かを自主的に決定することができる。

・ 税務・会計

法令名： 「特別納税調査調整及び相互協議手續管理弁法」を發布することに関する公告
 公布部門： 国家稅務總局 文書番号： 国家稅務總局公告 2017 年第 6 号
 発布日： 2017 年 3 月 17 日 施行日：2017 年 5 月 1 日
 概要等： 稅務機關は関連申告の審査確認、同期資料の管理及び利益水準のモニタリング等の手段を通じて、企業が実施する特別納税調整に対しモニタリング管理をし、企業に特別納税調整のリスクが存在することを発見した場合は、企業に対し「稅務事項通知書」を送達し、当該企業に存在する租稅リスクを提示することができる。

法令名： 納稅者のため企業所得稅租稅政策のリスク提示サービスを提供することに関する問題に関する公告
 公布部門： 国家稅務總局 文書番号： 国家稅務總局公告 2017 年第 10 号

発布日： 2017 年 4 月 18 日 実施日：2017 年 4 月 18 日
 概要等： 租稅政策のリスク提示サービスは、納稅者が法により申告納付稅額を自ら計算し、法定權益を享受し、かつ、法律責任を負うことに係る權利及び義務を変更しない。
 租稅政策のリスク提示サービスは、稅務機關が納稅者のため提供する 1 つの納稅サービスであり、納稅者は、自身の經營状況に基づき、自由意志によりリスク提示サービスを選択し、自らリスクの修正を決定することができる。

法令名： 營業稅から増值稅への変更に関する徵收管理の問題をより一層明確にすることに關する公告
 公布部門： 国家稅務總局 文書番号： 国家稅務總局公告 2017 年第 11 号
 発布日： 2017 年 4 月 20 日 実施日：2017 年 5 月 1 日
 概要等： 營業稅から増值稅への変更する試行の運営中に報告された徵收管理の問題を更に明確するために、関連事項を公告した。納稅者がプレハブ住宅、機器設備、鋼構造物等の自己生産貨物を販売すると同時に建築及び据付サービスを提供する場合には、混合販売に該当せず、貨物及び建築サービスの販売額をそれぞれ計算し、それぞれ異なる稅率又は徵收率を適用しなければならない。その他、エレベーター販売、植物養護サービス、機構を跨る銀行カードの資金清算サービスなどに納稅方法を明確した。

法令名： 増值稅稅率の簡素化併合に関する政策に関する通知
 公布部門： 財政部/稅務總局 文書番号： 財政部/稅務總局財稅[2017]37 号
 発布日： 2017 年 4 月 28 日 施行日：2017 年 7 月 1 日
 概要等： 2017 年 7 月 1 日から、増值稅の稅率構造を簡素化併合し、13%の増值稅稅率を取り消す。納稅者が販売し、又は、輸入する貨物については、稅率は 11%とする。貨物の範圍は、附属書 1 を参照。
 對外貿易企業が 2017 年 8 月 31 日までに附属書 2 に掲げる貨物を輸出するにあたり、購入時に 13%、11%の稅率に従い既に増值稅を徵收している場合には、13%、11%の輸出稅還付率を執行する。生産企業が 2017 年 8 月 31 日までに附属書 2 に掲げる貨物を輸出するにあたっては、13%の輸出稅還付率を執行する。貨物輸出の時間は、輸出貨物の通関申告書に注記された輸出日に従い執行する。

法令名： 2016 年度企業研究開發費用追加損金算入政策の企業所得稅納稅申告に係る問題に関する公告
 公布部門： 国家稅務總局 文書番号： 国家稅務總局公告 2017 年第 12 号
 公布日： 2017 年 5 月 2 日 施行日：2017 年 5 月 2 日
 概要等： 本公告は、企業が研究開發費用の追加損金算入政策を享受する場合、「中華人民共和國企業所得稅年度納稅申告表（A 類、2014 年版）」の「研究開發費用追加控除優遇明細表」（A107014）に記入報告する際に、第 10 行第 19 列の「本年の研

究開発費用追加控除額合計」にのみ記入するものとし、データの源泉は、「状況集計表」番号 11「11、当期の実際の追加控除総額」行に記入した「発生額」とすると定めるものである。
<p>法令名： 「企業会計準則第 37 号—金融商品の表示」の改正を印刷発布することに関する通知</p> <p>公布部門： 財政部 文書番号： 财会[2017]14 号</p> <p>公布日： 2017 年 5 月 2 日 施行日：2017 年 5 月 2 日</p> <p>概要等： 本通知では、「企業会計準則—基本準則」に基づき、「企業会計準則第 37 号—金融商品の表示」について改正を行った。</p>
<p>法令名： 「非居住者に係る金融口座税関連情報のデューディリジェンス調査管理弁法」を発布することに関する公告</p> <p>公布部門： 国家税務総局/財政部/人民銀行/銀監会/証監会/保監会</p> <p>文書番号： 国家税務総局/財政部/人民銀行/銀監会/証監会/保監会公告 2017 年第 14 号</p> <p>公布日： 2017 年 5 月 9 日 施行日：2017 年 7 月 1 日</p> <p>概要等： 本弁法は、「多国間税務行政執行共助条約」及び「金融口座税関連情報の自動交換に係る主管当局多国間合意」に規定する義務を履行し、かつ、金融機構の非居住者に係る金融口座税関連情報に対するデューディリジェンス調査行為を規範化するため、「租税徴収管理法」、「反マネーロンダリング法」等の法律及び法規の規定に基づき、制定されたものである。</p>
<p>法令名： 増値税発票の発行に関する問題に関する公告</p> <p>公布部門： 国家税務総局 文書番号： 国家税務総局公告 2017 年第 16 号</p> <p>公布日： 2017 年 5 月 19 日 施行日：2017 年 7 月 1 日</p> <p>概要等： 本公告は、購入者が企業の場合、増値税普通発票を求めるときに、販売者に対し納税者識別番号又は統一社会信用コードを提供しなければならず、販売者が当該購入者のため増値税普通発票を発行する際には、「購入者納税者識別番号」欄に購入者の納税者識別番号又は統一社会信用コードを記入しなければならないと規定するものである。</p>
<p>法令名： 広告費及び業務宣伝費支出の損金算入政策に関する通知</p> <p>公布部門： 財政部/税務総局 文書番号： 財税[2017]41 号</p> <p>公布日： 2017 年 5 月 27 日 施行日：2016 年 1 月 1 日</p> <p>概要等： 本通知では、広告費及び業務宣伝費支出の控除に係る規定を定めている。</p>
<p>法令名： 小額貸付会社に関する租税政策に関する通知</p> <p>公布部門： 財政部/税務総局 文書番号： 財税[2017]48 号</p> <p>公布日： 2017 年 6 月 9 日 施行日：2017 年 7 月 1 日</p> <p>概要等： 本通知は、2017 年 1 月 1 日から 2019 年 12 月 31 日まで、省級金融管理部門（金融サービス弁公室、金融サービス局等）の認可を経て成立した小額貸付会社が</p>

取得する農家小額貸付の利息収入については、増値税の徴収を免除すると規定するものである。
<p>法令名： 「企業会計準則解釈第 12 号—基幹管理人員サービスの提供者と受入者が関連当事者であるか否かについて」を印刷発布することに関する通知</p> <p>公布部門： 財政部 文書番号： 财会[2017]19 号</p> <p>公布日： 2017 年 6 月 12 日 施行日：2018 年 1 月 1 日</p> <p>概要等： 本通知は、企業会計準則を深く徹底して実施し、執行中に出現する問題を解決し、同時に、企業会計準則が同方向性及び等価値を持続することを実現するため、「企業会計準則解釈第 12 号—基幹管理人員サービスの提供者と受入者が関連当事者であるか否かについて」を規定するものである。</p>
<p>法令名： 「企業会計準則解釈第 11 号—無形資産を使用して生ずる収入を基礎とする償却方法について」を印刷発布することに関する通知</p> <p>公布部門： 財政部 文書番号： 财会[2017]18 号</p> <p>公布日： 2017 年 6 月 12 日 施行日：2018 年 1 月 1 日</p> <p>概要等： 本通知では、無形資産を使用して生ずる収入を基礎とする償却方法について解釈している。</p>
<p>法令名： 「企業会計準則解釈第 10 号—固定資産を使用して生ずる収入を基礎とする減価償却方法について」を印刷発布することに関する通知</p> <p>公布部門： 財政部 文書番号： 财会[2017]17 号</p> <p>公布日： 2017 年 6 月 12 日 施行日：2018 年 1 月 1 日</p> <p>概要等： 本解釈では、固定資産を使用して生ずる収入を基礎とする減価償却方法について解釈している。</p>
<p>法令名： 「企業会計準則解釈第 9 号—持分法における投資の純損失の会計処理について」を印刷発布することに関する通知</p> <p>公布部門： 財政部 文書番号： 财会[2017]16 号</p> <p>公布日： 2017 年 6 月 12 日 施行日：2018 年 1 月 1 日</p> <p>概要等： 本解釈では、持分法における投資の純損失の会計処理について解釈している。</p>
<p>法令名： 高度新規技術企業の所得税優遇政策の実施に関する問題に関する公告</p> <p>公布部門： 国家税務総局 文書番号： 国家税務総局公告 2017 年第 24 号</p> <p>公布日： 2017 年 6 月 19 日 施行日：2017 年 6 月 19 日</p> <p>概要等： 本公告は、「高度新規技術企業資格再審査期間の企業所得税予納に係る問題に関する国家税務総局の公告」（国家税務総局公告 2011 年第 4 号）を廃止するものである。企業の高度新規技術企業資格が期間満了する当該年に、改めて認定に合格する前においては、その企業所得税につき暫定的に 15%の税率に従い予納し、年末までに高度新規技術企業資格を取得しない場合には、規定に従い相応する期間の税金を補足納付しなければならないと規定されている。</p>

・その他

法令名：	「中華人民共和民法総則」	
発表部門：	全国人民代表大会	文書番号：主席令第 66 号
公布日：	2017年3月15日	施行日：2017年10月1日
概要等：	民法総則は民法典の総則編であり、民事活動の基本原則と一般規定を規定している、民法典の中の統括性の機能を有する部分である。民法総則は 11 章、206 条に分かれ、民事行為の基本原則及び法律適用のルール、自然人、法人、非法人組織、民事権利、民事法律行為、代理、民事責任、訴訟時効及び除斥期間、期間の計算、附則が含まれる。 民法総則が採択された後も、現行の民法通則に規定している契約、所有権その他の財産権、民事責任等の具体的な内容については、なお民法典の各分編を編集する時に更なる統括、システム整合が必要である。民法総則が採択された後も、暫く民法通則を廃止せず、民法総則と民法通則の規定に不一致がある場合には、新法が旧法に優先して執行されるという原則に従い、民法総則の規定を適用する。	
法令名：	銀监会弁公庁より外資銀行が一部の業務を展開するに関する通知	
公布部門：	中国銀监会弁公庁	文書番号：銀監弁発〔2017〕12号
公布日：	2017年3月10日	施行日：2017年3月10日
概要等：	外商独資銀行、中外合弁銀行は、法により国債の売出請負業務を展開する場合には、銀监会の行政許可を取得する必要があるけれども、業務展開後に 5 日以内に監督管理当局に報告しなければならない。外商独資銀行、中外合弁銀行、外国銀行の支店は、法によりコンプライアンスを遵守し、母行グループと国内外の業務提携を行い、グローバルサービスの優位性を発揮し、顧客のために海外で社債発行、上場、M&A、融資などの活動に総合的な金融サービスを提供することができる。	
法令名：	輸出入工業品リスク管理法	
公布部門：	国家品質監督検査検疫総局	公布文書：国家品質監督検査検疫総局令第 188 号
公布日：	2017年3月6日	施行日：2017年4月1日
概要等：	輸出入工業品の生産経営者は、リスク情報報告制度を確立しなければならない。製品にリスクが存在することを発見した際には、遅滞なく国家質検総局、検査検疫部門又は国家モニタリングセンターに関連するリスク情報を報告しなければならない。	
法令名：	農薬管理条例	
公布部門：	国务院令	文書番号：国务院令第 677 号
公布日：	2017年3月16日	施行日：2017年6月1日

概要等：	農薬登記証の有効期間は、5年とする。有効期間満了の 90 日前までに国务院農業主管部門に対し延長を申請しなければならない。境外の企業は、直接に中国において農薬を販売してはならない。境外の企業が中国において農薬を販売する場合は、法により中国において販売機構を設立し、又は条件に適合する中国の代理機構に委託し販売させなければならない。中国に対し輸出する農薬は、中国語のラベル及び説明書を貼付し、製品品質標準に適合し、かつ、出入境検査検疫部門の法による検査を経て合格しなければならない。農薬登記証を取得していない農薬の輸入を禁止する。	
法令名：	「高汚染燃料目録」を發布することに関する通知	
公布部門：	環境保護部	文書番号：環境保護部国環規大気[2017]2号
公布日：	2017年3月27日	施行日：2017年3月27日
概要等：	規制の厳しさの程度に従い、燃焼禁止区内で燃料として使用することを禁止する燃料の組合せをⅠ類（一般）、Ⅱ類（比較的厳しい）及びⅢ類（厳しい）に分ける。都市の人民政府は、大気環境の品質改善要求、エネルギー消費構造及び経済的引受能力に基づき、燃焼禁止区管理において、地域の実情に応じそのうち 1 つの類を選択する（表 1 を参照する。）。	
法令名：	「医療機器監督管理条例」を改正することに関する国务院の決定	
公布部門：	国务院	文書番号：国务院令第 680 号
公布日：	2017年5月4日	施行日：2017年5月4日
概要等：	本決定は、大型医用設備の配置許可に係わる法的条件、実施部門等の内容を規定し、許可後の監督管理を強化し、相応の法律責任を増設するものである。	
法令名：	労働人事紛争仲裁事件処理規則	
公布部門：	人的資源及び社会保障部	文書番号：人的資源及び社会保障部令第 33 号
公布日：	2017年5月8日	施行日：2017年7月1日
概要等：	本規則は、競争制限期間内に支給する経済補償金、労働契約の解除又は終了に係る経済補償、書面による労働契約を締結していない 2 倍目の賃金、違法に約定した試用期間に係る賠償金、労働契約の違法な解除又は終了に係る賠償金等の紛争事件を終局的裁決の適用範囲に組み入れ、かつ、適用する終局的裁決の金額は単独項目で計算する金額であることを明確にするものである。2009年1月1日に人的資源及び社会保障部が公布した「労働人事紛争仲裁事件処理規則」（人的資源及び社会保障部令第 2 号）は、これを同時に廃止する。	
法令名：	「より緊密な経済貿易関係の確立に関する内地と香港との取極」経済技術合作合意	
公布部門：	商務部台港澳司	文書番号：-
公布日：	2017年6月28日	施行日：2017年6月28日
概要等：	本合意は、香港が「一帯一路」建設に参加することを奨励し、両地がサブ地域に	

おける経済貿易合作を強化することを支持し、内地と香港との重点分野における合作をより一層深化させ、貿易投資の利便化を推進し、両地の共同発展を促進するため、金融分野、法律及び紛争解決分野、会計分野、会議・展示業分野、環境保護分野、イノベーション科学技術分野、電子商取引分野等においてより一層合作を強化することに同意し、締結した合作合意である。

「より緊密な経済貿易関係の確立に関する内地と香港との取極」投資合意

公布部門： 商務部台港澳司

文書番号：－

公布日： 2017 年 6 月 28 日

施行日：2017 年 6 月 28 日

概要等： 本合意は、双方の経済貿易交流及び合作の水準をより一層引き上げるため、「より緊密な経済貿易関係の確立に関する内地と香港との取極」の枠組みのもと、内地と香港特別行政区との間締結した投資合意である。

投資関連制度情報

自由貿易試験区の発展について

2013 年 9 月、「中国（上海）自由貿易試験区総体方案」が国務院より発布され、中国において、自由貿易試験区の設立が始まった。

1990 年に発足した保税區から、2000 年の輸出加工区、2006 年の総合保税區、2013 年の自由貿易試験区まで、中国は進化を拡大するパターンで貿易開放を実施している。

中国（上海）自由貿易試験区が設立されると同時に、「中国（上海）自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）2013」が発布され、国際投資分野において、初めてネガティブリスト方式による管理が実施されるようになった（当該方式は 2016 年 10 月 1 日以降、外商投資領域全般に拡大した）。

自由貿易試験区の数は、2013 年の上海から始まり、2014 年には広東省、天津市、福建省の 3 カ所を増設、さらに 2016 年 8 月には重慶市、四川省、陝西省、湖北省、浙江省、遼寧省、河南省の 7 カ所を増設が決定され、2017 年 4 月 1 日から正式運用を開始した。その結果、現在合計 11 カ所になっている。

自由貿易試験区については JBIC 中国レポート 2015 年 6・7 月号で取り上げたところであるが、本稿においては自由貿易試験区及びネガティブリストの発展の経緯とその後新設された 7 カ所の自由貿易試験区の概要について紹介する。

自由貿易試験区に対して、外資に対する規制緩和に魅力がなく、失望の声が支配的で、今後自由貿易試験区がさらなる拡大をしても、よほど魅力的かつ大胆な規制緩和をしない限り、時の経過と共に外資は一層無関心となっていくことが予想される。

1、自由貿易試験区の要素と機能

自由貿易試験区は文字どおり、「自由貿易」と「試験」から構成されるものであるが、中心的な内容は「自由貿易」ではなく、「試験」にあると考えられる。自由貿易試験区の機能は、「貿易の自由化」よりもシステム・メカニズムの改革試験に重点が置かれており、自由貿易はシステム・メカニズムの改革を実現するための手段という位置づけである。

2、進化しながら貿易開放を拡大するパターン

進化をしながら拡大するパターンというのは、まずは小さい範囲で試験を行い、成功経験を積み重ねた後、さらに広い範囲に普及していくという「試験と普及のコンビネーション」又は「点から面へ」という方式をいい、最終的に全国に普及させる方式である（外商投資管理に関するネガティブリストの普及がその実例である。）。中国での貿易開放は、具体的には以下のようなプロセスを辿って拡大している。

(1) 保税區から自由貿易試験区への貿易開放プロセス

1990 年、海に面する都市において、國務院の許可を受け、港を基礎とする保税區が誕生した。保税區では、保税物流、保税加工、商品展示などの方法より、貿易開放拡大の推進、海外投資の促進が行われた。

2000 年には、輸出加工区が設立された。これは委託加工企業の再輸出製品生産拠点として、輸出増値税還付という優遇政策付きで設立されたものであり、これによって保税地域が拡大した。

そして 2003 年には、保税區の優遇政策と港の地理的な優位性を組み合わせるべく、保税區の特別政策を港まで適用し、保税區と港区を直通にする「区港連動」を実現するため、保税物流園区が構築された。

さらに保税加工、保税物流、貿易港など多くの機能を集めた保税港区が 2005 年に設立され、「区港一体化」が実現することとなった。

翌年の 2006 年には、保税區、保税物流園区、保税港区の資源と機能を集める総合保税區が設立された。

上述したように、保税區から総合保税區まで貿易開放を拡大していった後、2013 年の中国（上海）自由貿易試験区の設立により、中国は対外開放の新たなフェーズへと踏み出した。

(2) 点から面へ：中国（上海）自由貿易試験区以外、新たな自由貿易試験区 10 ヶ所が増加

2013 年、上海に中国初の自由貿易試験区が設置され、2014 年 12 月には広東省、天津市、福建省も自由貿易試験区設置の認可を受けた。2016 年 8 月には、成功を収めている上記の自由貿易試験区 4 ヶ所をベースに、新たに重慶市、四川省、陝西省、湖北省、浙江省、遼寧省、河南省の 7 ヶ所に試験区を新設することが決定され（2017 年 4 月 1 日に正式運用開始）、上海から延長し、東から西への扇形で貿易開放地域を配置することになった。この 11 ヶ所の自由貿易試験区は東南沿海地域をカバーし、長江流域から陝西省へと東西を貫き、中国中部地域と東北地域にも及ぶなど、バランスの取れた構造となっている。

新設された 7 ヶ所の自由貿易試験区は、いずれもその中で 3 つのエリアに分かれており、面積はそれぞれ 120 平方キロ以内である。7 省・市は各自の特長と結びつけ、国有資産・国有企業改革、精製油を中心とする大口商品の投資利便化及び貿易自由化、各種国際物流体制の構築、現代農業交流・協力枠組みの革新、人文交流新モデルの構築といった特色ある試行任務の推進を試みている。以下、各自由貿易試験区（以下、「自貿区」という）の特長について詳述する。

(3) 増設された 7 つの自由貿易試験区の内容

①中国（遼寧）自由貿易試験区

遼寧自貿区は大連エリア、瀋陽エリア、營口エリアの合計 119.89 平方キロから成る。

主要任務は、「政府機能の適切な転換、公平且つ利便的なビジネス環境の構築、投資分野の改革深化」である。また区内の各エリアの機能区分としては、概ね次のとおりの内容が謳われている。^{【2】}

・大連エリア

産業の発展（港湾物流、航路物流、金融商業貿易、先進装備製造、ハイテク、循環型経済、航運サービスなど）、センター建設の推進（東北アジア国際航運センター、国際物流センター）

・瀋陽エリア

先進製造業（装備製造、自動車と部品、航空装備など）とサービス業（金融、科学技術、物流など）の発展、国家新型工業化モデル都市化の推進、東北地域科学技術イノベーションセンターの発展レベル引き上げ、国際競争力を有する先進装備製造業基地の建設

・營口エリア

現代サービス業（商業貿易物流、越境 EC、金融など）と戦略性新興産業（次世代情報技術、ハイエンド装備製造など）の発展、地域性国際物流センターとハイエンド装備製造・ハイテク産業基地の建設、国際船舶・鉄道連合運輸通路のターミナル構築。

②中国（浙江）自由貿易試験区

浙江自貿区は舟山離島エリア、舟山島北部エリア、舟山島南部エリアの合計 119.95 平方キロから成る。

主要任務は、「石油製品全産業チェーンの投資利便化及び貿易自由化の推進、新型貿易投資方式の拡張、金融管理分野の体制・メカニズム刷新の推進」である。また区内の各エリアの機能区分としては、概ね次のとおりの内容が謳われている。^{【3】}

・舟山離島エリア

グリーン石油化学基地の建設、石油精製品等コモディティ商品の貯蔵、中継運輸、貿易産業の発展、海洋錨地における保税燃料油供給サービスの発展

・舟山島北部エリア

製油製品などのコモディティ商品貿易、保税燃料油供給、石油化学産業に付属する装備保税物流、倉庫・製造などの産業の発展

・舟山島南部エリア

コモディティ商品取引、航空製造、部品物流、研究開発設計及び関連付属産業の発展、舟山航空産業園の建設、水産品の貿易、海洋旅行、海水利用、現代商業貿易、金融サービス、航運、情報コンサルティング、ハイテク産業などの発展

² 「中国（遼寧）自由貿易試験区総体方案の印刷・配布に関する通達」国發〔2017〕15 号

³ 「中国（浙江）自由貿易試験区総体方案の印刷・配布に関する通達」国發〔2017〕16 号

③中国（河南）自由貿易試験区

河南自貿区は鄭州エリア、開封エリア、洛陽エリアの合計 119.77 平方キロから成る。

主要任務は、「投資分野の開放拡大、貿易モデルチェンジ・アップグレードの推進、一帯一路建設に奉仕する現代的総合交通ターミナル化」である。また区内の各エリアの機能区分としては、概ね次のとおりの内容が謳われている。【4】

・鄭州エリア

先進製造業（インテリジェント端末、ハイエンド装備及び自動車製造、生物医薬）現代サービス業（現代物流、国際商業貿易、越境 EC、現代金融サービス、サービスアウトソーシング、オリジナリティデザイン、商務・会議・展示、アニメ・漫画・ゲーム）の発展

・開封エリア

サービス業の発展（サービスアウトソーシング、医療旅行、オリジナリティデザイン、文化メディア、文化金融、芸術品取引、現代物流など）、装備製造、農産品加工の国際協力、国際文化貿易と人文旅行協力フラットの構築、文化創造産業対外開放先行区の建設

・洛陽エリア

装備製造、ロボット、新素材などのハイエンド製造業の発展、研究開発設計、電子商取引、サービスアウトソーシング、国際文化旅行、文化オリジナリティデザイン、文化貿易、文化展示などの現代サービス業の発展、生産能力のグローバル協力、国際智慧製造合作モデル区の建設、文明の伝承イノベーション区の促進

④中国（湖北）自由貿易試験区

湖北自貿区は武漢エリア、襄陽エリア、宜昌エリアの合計 119.96 平方キロから成る。

主要任務としては、「貿易モデルチェンジ・アップグレードの推進、中部地区及び長江経済ベルトの産業モデルチェンジ・アップグレードの促進」である。また区内の各エリアの機能区分としては、概ね次のとおりの内容が謳われている。【5】

・武漢エリア

現代サービス業の発展（次世代情報技術、生命健康、スマート製造、国際商業貿易、金融サービス、現代物流、検査測定、研究開発設計、情報サービス、専門サービスなど）

・襄陽エリア

ハイエンド装備製造、新エネルギー自動車製造、ビッグデータ活用技術、クラウドコンピューティング、商業貿易物流、検査測定技術などの発展

・宜昌エリア

先進製造・生物医薬・電子情報・新素材などハイテク産業の発展、研究開発設計、地域統括本部誘致経済政策、電子商取引などの現代サービス業の発展

⁴ 「中国（河南）自由貿易試験区総体方案の印刷・配布に関する通達」国発〔2017〕17号

⁵ 「中国（湖北）自由貿易試験区総体方案の印刷・配布に関する通達」国発〔2017〕18号

⑤中国（重慶）自由貿易試験区

重慶自貿区は両江エリア、西永エリア、果園港エリアの合計 119.98 平方キロから成る。

主要任務は、「法治化・国際化・利便化されたビジネス環境の構築、一帯一路、長江経済ベルトにおける相互連絡・総合連続、西部大開発戦力の重要拠点」である。また区内の各エリアの機能区分としては、概ね次のとおりの内容が謳われている。【6】

・両江エリア

ハイエンド産業とハイエンド要素集結区の建設、ハイエンド装備、電子コア部品、クラウドコンピューティング、生物医薬などの新興産業の発展、地域統括本部誘致経済貿易、サービス貿易、電子商取引、展示引取り、倉庫貯蔵分配、専門サービス、ファイナンスリース、研究開発設計など現代サービス業の発展

・西永エリア

加工貿易の転換モデル区の建設、電子情報、スマート装備など製造業及び保税物流中継運輸分配など生産性サービス業の発展

・果園港エリア

複合運送物流中継輸送センターの建設、国際中継、混載・分配などサービス業の発展、先進製造業におけるイノベーション発展

⑥中国（四川）自由貿易試験区

四川自貿区は成都天府新区エリア、成都青白江鉄道港エリア、川南臨港エリアの合計 119.99 平方キロから成る。

主要任務は、「双方向投資提携の統一計画、貿易利便化の推進、刷新創業要素の活性化」である。また区内の各エリアの機能区分としては、概ね次のとおりの内容が謳われている。【7】

・天府新区エリア

現代サービス業、ハイエンド製造業、ハイテク技術、臨空経済・港湾サービス等の産業発展、国家の重要な現代ハイエンド産業集結区・イノベーション駆動型発展指導区・開放型金融産業イノベーション拠点、商業貿易物流センター及び国際航空ターミナルの建設

・青白江鉄道港エリア

現代サービス業の発展（国際商品集配・中継輸送、分配・展示、保税物流の倉庫貯蔵、国際貨物代理、完成車輸入、特色のある金融等の港湾サービス業及び情報サービス、科学技術サービス、展示会サービス等）、内陸地区及びシルクロード経済ベルトが関係した西部指向の国際貿易ルートの重要な支点構築

・川南臨港エリア

現代サービス業（航路運輸物流・港湾貿易・教育医療等）、先進製造（装備製造、現代医

⁶ 「中国（重慶）自由貿易試験区総体方案の印刷・配布に関する通達」国発〔2017〕19号

⁷ 「中国（四川）自由貿易試験区総体方案の印刷・配布に関する通達」国発〔2017〕20号

薬、食品飲料等)

⑦中国（陝西）自由貿易試験区

陝西自貿区は中心エリア、西安国際港務区エリア、楊凌モデル区エリアの合計 119.95 平方キロから成る。

主要任務は、「貿易モデルチェンジ・アップグレードの推進、「一帯一路」沿線国家との経済提携の拡大」である。また区内の各エリアの機能区分としては、概ね次のとおりの内容が謳われている。^{【8】}

・中心エリア

戦略的新興産業及びハイテク産業の発展、ハイエンド製造、航空物流、貿易金融等の産業の発展への注力、サービス貿易促進体系の構築推進、科学技術・教育・文化・観光・健康医療等の人文交流促進

・西安国際港務区エリア

国際貿易、現代物流、金融サービス、観光・コンベンション・電子商取引等の発展、「一帯一路」国際内陸中継ターミナル港・開放型金融産業イノベーション拠点及びヨーロッパアジア貿易及び人文交流提携の新たなプラットフォームの構築

・楊凌モデル区エリア

農業科学技術イノベーション、農業科学技術モデル普及促進、農業分野の国際提携・交流の全面的拡大を通じた「一帯一路」現代農業国際提携センターの構築

3、ネガティブリストについて

外商投資の利便化実現は、自由貿易試験区の一つの機能である。上海自貿区は外商投資管理において、より効率、柔軟、透明な政策及び措置を採用するため、2013 年 9 月 29 日上海市人民政府より「中国（上海）自由貿易試験区外商投資参入許可特別措置（ネガティブリスト）」を公布した。このネガティブリストは中国対外開放の新たなルートを創造したものと注目されることとなった。

（1）2013 年—2017 年のネガティブリスト

2013 年 9 月 29 日に公布・同日施行された 2013 版ネガティブリストは^{【9】}、「国民経済産業種類及びコード」（2011 年版）の分類にしたがって作成されたものであり、「保留業界＋特別管理措置」という枠を構築し、6 業界 18 大類において、計 190 項の管理措置を制定した。

⁸ 「中国（陝西）自由貿易試験区総体方案の印刷・配布に関する通達」国発〔2017〕21 号

⁹ 「中国（上海）自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2013 年改正）」（滬府発〔2013〕75 号）

2014 年 6 月 30 日に公布された 2014 版ネガティブリスト^{【10】}は、その項目を 2013 版の 190 項から 139 項に削減した。内訳としては、拡大開放により 14 項目、内外資一致の管理原則により 14 項目、分類調整により 23 項目が削減され、比率でいうと 2013 版より 26.8% 削減された。

2015 年 4 月 8 日に公布された 2015 版ネガティブリスト^{【11】}は、「国民経済産業分類」（GB/T 4754—2011）により作成され、15 大類、50 条目、122 項の特別管理措置から成るものである。特別管理措置は 2014 版の 139 項から 122 項に減少し、特に加工製造業の参入条件が大幅に緩和された。2015 版の施行対象地域は、拡大後の上海自貿区と新たに設置された天津自貿区、福建自貿区、広東自貿区である。すなわち、4 つの自貿区は共通して同一のネガティブリストを採用したのである。

2017 年 6 月 5 日に公布された 2017 版ネガティブリスト^{【12】}は、2015 版と同様に『国民経済産業分類』（GB/T 4754—2011）にしたがって作成され、15 大類、40 条目、95 項の特別管理措置から成り、以前のネガティブリストと比べ 10 条目（軌道交通設備製造、医薬製造、道路運輸、保険業務、会計・公認会計、その他のビジネスサービス等 6 条目を削除すると同時に 4 条目を整合）、27 項の措置を減少させた。

（2）ネガティブリストのポジティブな価値

中国においては、審査認可制を前提に「外商投資産業指導リスト」というポジティブリストで外商投資を管理していた。「外商投資産業指導リスト」には奨励産業、制限産業、禁止産業の 3 種類の内容があり、外商投資者はこのリストに従わなければならなかった（ただし、2016 年 10 月 1 日以降は原則として届出制に移行し、「外商投資産業指導リスト」をネガティブリスト化したうえで、奨励類の一部及び制限類に該当する場合のみ、審査認可制の対象とする運用に移行している。）。他方、ネガティブリストには禁止又は制限のある産業が記載されるところ、外商投資者はリスト以外の業界には自由に参入・選択できるため、中国進出を検討している会社にとってはコストの節約となり、結果として外資参入効率を高めることができる。

また、政府はネガティブリストに入っている項目しか管理できないことになるため、政府と市場の境界が明確になり、行政活動の規範化及び透明化の実現が期待できる。

¹⁰ 「中国（上海）自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2014 年改正）」（上海市人民政府公告 2014 年第 1 号）

¹¹ 「国务院弁公庁の自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）を公布することに関する通知」（国弁発〔2015〕23 号）

¹² 「国务院弁公庁の自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2017 版）を公布することに関する通知」（国弁発〔2017〕51 号）

4、自由貿易試験区の展望

自由貿易試験区は徐々に中国全国に展開されている。新設される 7 ヶ所の自由貿易試験区は主に中西部地区と東北地区に集中しており、一帯一路の建設、北京・天津・河北の共同发展、長江経済ベルトの発展、西部開発、東北工業基地の復興、中部奮起といった構想に貢献することが期待されている。もともと、自由貿易試験区の目標は「複製・普及できる経験の獲得」という点にもあるため、単純に自由貿易区を拡大するだけでなく、拡大によってより多くの複製・普及できる経験を得ることが重要である。

自由貿易試験区の増設が進む反面、ネガティブリストによって外商参入が禁止・制限されている分野の数は未だに多く、特に金融、交通運輸、速達郵便、教育、医療、娯楽などサービス業においては、外商参入が厳しく制限されている状況にある。

例えば外資規制が厳格なインターネットなどの付加価値電信業務分野は最も規制緩和に対する要望が強い分野であるが、2015 年版と 2017 年版のネガティブリストを比較しても、規制緩和はほぼないと言って過言でない【13】（下線部は筆者が付した。）。

13 新旧ネガティブリストとを比較すると、「制限類に属する」が削除され、「(上海自貿試験区の従前からの区域 [28.8 平方キロメートル] は、既存の政策に従い執行する。)」が増加した（すなわち、上海自貿試験区の従前からの区域 [28.8 平方キロメートル] において、既存の政策により、外商合資基礎電信会社の国有出資持分又は株式が 51%を下回ることにつき許可される場合には、依然として既存の政策に従い執行する。）。

2017 年ネガティブリスト第 42 項においては、2015 年ネガティブリスト第 61 項、「インターネット接続サービス営業場所」が削除された（すなわち、外商が「インターネット接続サービス営業場所」に投資することが許可されるようになった。）

自由貿易試験区外商投資参入許可特別管理措置（ネガティブリスト）（2017 年版）			自由貿易試験区外商投資参入許可特別管理措置（ネガティブリスト）（2015 年版）		
番号	分野	特別管理措置	番号	分野	特別管理措置
七、情報伝送、ソフトウェア及び情報技術サービス業			七、情報伝送、ソフトウェア及び情報技術サービス業		
二十四	電信	41. 電信会社については、中国の世界貿易機関加盟の承諾により開放する電信業務への従事に限る。そのうち、付加価値電信業務（電子商取引を除く。）の外資比率は 50%を超えないものとし、基礎電信業務経営者は必ず法により設立される専ら基礎電信業務に従事する会社で、かつ、会社の国有出資持分又は株式が 51%を下回らないものでなければならない（ <u>上海自貿試験区の従前からの区域 [28.8 平方キロメートル] は、既存の政策に従い執行する。</u> ）。	二十五	電信伝送サービス	60.電信会社は、 <u>制限類に属し</u> 、中国の世界貿易機関加盟の承諾により開放する電信業務に限る。そのうち、付加価値電信業務（電子商取引を除く。）の外資比率は 50%を超えないものとし、基礎電信業務経営者は必ず法により設立される専ら基礎電信業務に従事する会社で、かつ、会社における国有出資持分又は株式が 51%を下回らないものでなければならない。

(二十五)	インターネット及び関連サービス	<p>42. インターネット報道情報サービス、ネットワーク出版サービス、ネットワーク視聴番組サービス、ネットワーク文化経営（音楽を除く。）、インターネット公衆情報発信サービスへの投資を禁止する（上記サービスのうち、中国の世界貿易機関加盟の承諾において既に開放している内容を除く。）。</p> <p>43. インターネット地図編成及び出版活動への従事を禁止する（上記サービスのうち、中国の世界貿易機関加盟の承諾において既に開放している内容を除く。）。</p> <p>44. インターネット報道情報サービス単位は、外国投資家と、インターネット報道情報サービス業務にかかわる合作をするにあたり、中国政府に報告して安全評価の実施を経なければならない。</p>	(二十六)	インターネット及び関連サービス	<p>61. インターネット報道サービス、ネットワーク出版サービス、ネットワーク視聴番組サービス、ネットワーク文化経営（音楽を除く。）、<u>インターネット接続サービス営業場所</u>、インターネット公衆情報発信サービスへの投資を禁止する（上記サービスのうち、中国の世界貿易機関加盟の承諾において既に開放している内容を除く。）。</p> <p>62. インターネット地図編成及び出版活動への従事を禁止する（上記サービスのうち、中国の世界貿易機関加盟の承諾において既に開放している内容を除く。）。</p> <p>63. インターネット報道情報サービス単位は、外国投資家と、インターネット報道情報サービス業務にかかわる合作をするにあたり、中国政府に報告して安全評価の実施を経なければならない。</p>
-------	-----------------	---	-------	-----------------	--

こうした状況について当初、自由貿易試験区は大陸において香港を作り出す試みであると期待していた日本企業には規制緩和が余りにも不十分であり、失望したとの声が支配的となっている【14】。こうした指摘は、中国のインターネット情報を網羅的に検索した限り、中国国内では紹介されていないが、事実である。後発の自由貿易試験区が外資誘致に相当苦戦し、せいぜい補助金乱発で一部企業の誘致に成功する例があるだけではなかろうかと予想される。

今後、自由貿易試験区を外資にとって真に魅力的なものにすべく、規制緩和のあり方を根本的に見直す政策努力が望まれる。

14 日経新聞電子版・有料会員限定「中国、看板倒れの自由貿易区 政策にブレ 外資の動き鈍く」
<http://www.nikkei.com/article/DGKKZO16539040X10C17A5FFE000/>

一コラム グローバリズム後退の危機と保護主義の台頭 —中国が進める一帯一路構想の検証—

富士通総研経済研究所 主席研究員 柯 隆

ドイツのハンブルクで開催された G20 サミットは、グローバリズムを推進する EU の首脳たちと保護主義に走ろうとする米トランプ大統領の争いとなった。その前に、今年の 2 月にスイスで開催されたダボス会議に中国の習近平国家主席が参加し、「グローバリズムを推進していく」とする演説を行った。そのなかで日本はアメリカとの同盟関係を重視する姿勢をいつも以上に鮮明にしているが、G20 サミットに先駆けて、日本・EU は経済連携協定の締結について大枠合意を発表した。この日本・EU の EPA 締結の大枠合意は見方によっては、米国トランプ政権への挑戦ともみることができる。

そもそもグローバリズムからもっと多くの恩恵を享受してきたのは、他でもなくアメリカである。なぜアメリカはここに来て保護主義に走ろうとしているのだろうか。開発経済学では、Open Economy（開放経済）は経済発展にもっとも寄与すると信じられている。逆に、Closed Economy（閉鎖経済）では、経済が停滞すると考えられている。冷戦時代においてグローバリズムこそ提唱されなかったが、西側陣営の間で共通したコモンマーケットがほぼ形成され、EU の前身である EC はその前から提唱された構想である。

Open Economy の考えは、国際分業を通じた資源配分の効率化によって経済発展が実現されるといわれている。とくに、工業化を果たした国と新興国の間は垂直分業になり、工業化を果たした国の技術力と新興国の安い人件費が結合して、品質の良い商品・製品を安く作ることができる。このスキームは新興国経済のキャッチアップに寄与するものと考えられている。一方、工業化を果たした国同士の関係は垂直分業になるが、市場競争を通じて価格水準が適正化されると考えられる。

振り返れば、1980年代から90年代にかけて、日米貿易摩擦は両国の通商交渉の主要議題であり、アメリカにとって日本は最大の貿易赤字相手国だった。2000年以降、中国は世界貿易機関に加盟し、中国への外国企業の産業集積が進み、中国は日本に代わってアメリカにとって最大の貿易赤字相手国となった。日米通商交渉においてアメリカは一貫して日本に対して、さらなる市場開放と円安是正を求めてきた。それに対して確かに米中貿易は不均衡であり、アメリカの対中貿易赤字は年々拡大しているが、アメリカが中国から輸入している工業品の多くは中国の地場企業によるものではなく、日米欧の企業に加え、韓国企業の中国国内で生産する工業品であり、それらの企業も米中貿易不均衡に大きく寄与している。それに加え、米中のサービス貿易（ロイヤリティ使用料、旅行収支と留学収支）は逆に中国の赤字となっている。要するに、米中貿易において日米貿易における自動車産業のような問題となりやすい産業は存在しないということである。

トランプ政権がグローバリズムを後退させ、保護主義に走ろうとする狙いは、自国の市

場が日中韓など外国企業によって支配されている現実を是正したいことにあると考えられる。1990年代後半のIT革命以降、アメリカのソフトウェアのベンダーこそが世界を凌駕しているが、アメリカの製造業はかつての栄光をほぼ完全に失ってしまった。ビッグスリーの一角を占めるGMでさえ破綻に陥ったぐらいである。トランプ大統領が唱える**America First**は競争力を失った製造業の力を取り戻す狙いがあるに違いない。また、アメリカの製造業はグローバル社会により競争力を失ったため、グローバリズムがアメリカの産業空洞化をもたらしていると考えられているのかもしれない。

1. なぜアメリカの製造業は競争力を失ったのか

少なくともアメリカ政府は、なぜアメリカの製造業は競争力を失ったかについて十分に総括していない。3Dプリンターなどベンチャービジネス(VC)の台頭は確かなことだが、自動車や鉄鋼といった伝統的な産業は十分に復活していない。否、その兆しすらみられない。

一般的に製造業の競争力は、人件費などのコスト競争力と製造現場の技術力によって決まるといわれている。過去20年間、アメリカのエリート層はICTなどのベンダーとサービス産業に集中しているが、モノづくりの産業から遠ざかっている。モノづくりの産業は中国と競争するため、人件費の圧縮を余儀なくされており、待遇が改善されそうもない製造業にあえて就職する若者は激減している。そのうえ、銀行は伝統的なモノづくりの産業への融資について慎重な姿勢を崩さず、技術革新が大幅に遅れるアメリカの製造業は競争力をどんどん失ってしまった。要するに、どんなに厳しい保護主義をひいたとしても、すでに競争力を失った製造業を復活させることはできない、ということである。

アメリカにとって、日本の事例は大いに参考になる。1990年代初頭、日本経済はバブル崩壊とデフレ進行に見舞われた。1990年代の半ばに入ると、驚異的な円高が進行し、それを受けて日本企業は工場を東南アジア、そして、中国へと移転した。当時、経済産業省の重点政策は主として、いかにして産業空洞化を食い止めるかの一点だった。

内需が弱まり、超円高の時代に突入したため、日本企業は海外に市場を追い求め、少しでも国際競争力を強化するために、生産体制の合理化を図ったのである。こうしたポートフォリオ戦略は間違いなく日本企業の競争力維持に寄与したに違いないが、早い段階から欧米の研究者が注目したのは日本企業に内在するケイレツ(系列)の役割である。ケイレツとは、部品のサプライヤーから組み立てまでのサプライチェーンの内在化である。危機に直面する日本の製造業は組み立てだけでなく、部品のサプライヤーと連携して、生産体制の合理化を図った。

後に日本のケイレツは高コスト体質をもたらしたと批判されることになるが、日本企業の競争力強化に重要な役割を果たしたことは間違いのないことだろう。ケイレツの強さはとくに自動車メーカーから一次部品メーカー(T1)、二次部品メーカー(T2)、三次部品メーカー(T3)までの自動車産業のサプライチェーンから観察される。

アメリカの製造業は早い段階から部品調達を外部委託(アウトソーシング)していた。その目的は外部メーカー間の競争を促すことで価格を引き下げることだったが、摺り合わせが求められる自動車産業のような製造業は純粋にEMS生産のようなアウトソーシングだけでは、品質競争力を維持することが困難である。特に、新技術を創るプロセスで自動車メーカーと部品メーカーとの連携が必要不可欠である。この点は図らずもアメリカ製造業にとって致命的な落とし穴となった。

したがって、アメリカの製造業が衰退を余儀なくされたのは、グローバリズムに原因があるのではなく、アメリカ企業の経営方法に起因するところが多い。トランプ大統領は**hire American**(アメリカに雇用を取り戻す)を提唱しているが、このままでは、アメリカの製造業は復活しない。

国際分業の観点からアメリカ企業が果たすべき役割は、生産加工ではなく、商品と製品の統合である。対外貿易の不均衡に対しては、投資(I)と貯蓄(S)をリバランスさせることが必要である。現状においてアメリカ人の過剰消費は貿易赤字を拡大させており、貯蓄率を高める努力を行う必要がある。仮に、ここで保護主義に走っても、アメリカの経済はさらに減速する可能性が高く、雇用はさらに難しくなるかもしれない。

2. TPPをとん挫させたトランプ政権の代償

研究者の間でも、TPPを中国が主導する「一帯一路」構想と比較して論ずるものが多い。ただ、TPPは参加国間の厳しい条件付きの合意に基づく経済連携協定であるのに対して、「一帯一路」は中国がイニシアティブをとって進めるインフラ整備の構想であり、両者は本質的に異なるものである。

TPPは例外事項を除けば、基本的に参加国間の国際貿易は自由に行われる。関税と非関税障壁のいずれも撤廃する必要がある。また、市場を独占する国有企業に対する制裁も参加の条件に盛り込まれる。見方を変えれば、TPPは社会主義国を排除するイデオロギー的な判断が含まれており、それこそが中国包囲網といわれる所以である。

日米を含む12か国の発起人はTPPのルール作りに取り組んできたが、TPP合意が発効した場合、その後の参加者はすでに定められたルールに従う必要がある。いいかれば、TPPは後になって参加する者にとって不利なルールを受け入れざるを得なくなる可能性がある。また、既存のFTAやEPAの枠組みよりも、より包括的な合意になるため、今後の国際経済協力枠組みの結成にとり、重要なベンチマークとなる。

トランプ大統領は就任とともに、TPP離脱を宣言する大統領令に署名した。しかし、その理由などは論理的に説明されていない。但し、トランプ大統領の狙いははっきりしており、TPPやNAFTAのような自由貿易協定と経済連携協定はアメリカにとって不利な取り決めになっていることから、アメリカにとってより有利な条件を引き出すことができる二国間協定の締結に向けて動いているようだ。こうした考え方を踏まえれば、トランプ大統領はいかなる経済協力の枠組みについてもゼロサムゲームとみているようだ。だからこそ、

その相手国と交渉してアメリカにより有利な条件を引き出そうとする。自由貿易協定や経済連携協定をディール（取引）とみなせば、トランプ大統領の考え方には一理がある。しかし、ゼロサムゲームのディールをプラスサムゲームの経済協力に発展させなければ、グローバル経済のさらなる進歩を見込めない。

戦後、アメリカは世界でもっともグローバリズムから恩恵を受けてきた国だった。アメリカが本気で保護主義に走ろうとしているのであれば、これは、アメリカがグローバル経済を引っ張っていくリーダーの座から降りる予兆となり得る。かつて同じような守りの姿勢に転じた大英帝国が衰退に陥ったとき、それに代わってバトンを受け継ぎ台頭したのがアメリカだった。仮に、アメリカが世界経済を引っ張っていく力を失いつつあるとすれば、代わりにリーダーとなる国が現れてこなければならぬが、そこで台頭しているのが中国である。中国がアメリカにとって代わり、世界経済をけん引するリーダーになれるかどうかを検証しなければならないが、それについては後述することにする。

その前に、トランプ大統領が署名した大統領令のすべては軽率といわざるを得ない。小国が自国の都合だけで行動をとるならば、世界にそれほど大きな影響を及ぼすことはないが、アメリカのような大国が自国の都合で行動をとるのは無責任といわざるを得ない。むしろ、トランプ大統領の論理でいえば、アメリカに見返りが無い中、なぜ責任を取らないといけないのか、といわれるかもしれない。トランプ大統領の登場は世界が乱世に突入した証拠であるかもしれない。乱世とは、秩序が乱れ、権威のあるリーダーが不在である状況のことである。今の世界情勢をみると、まさに乱世である。

3. 現実味を帯びる「一带一路」構想

中国の習近平政権が主導する「一带一路」構想はいわば現代版シルクロード構想である。ユーラシア大陸の地図を開けばわかるが、この地域はいわば資源の宝庫であることに加え、製造業の拠点でもあり、その上、世界最大の市場が出現しようとしている地域である。ユーラシア大陸の経済発展を妨げているのはインフラの未整備である。

一方、習近平国家主席は「中華民族の復興」を内外に向けて提唱している。経済規模でみた場合、中国の名目 GDP は清王朝末期の 1820 年には世界経済の 3 割弱を占めていた（表 1 参照）。その 20 年後にアヘン戦争（1840 年）が起き、さらに、74 年後に日清戦争（1894 年）が起きた。中国の近代史は、現在の歴史教科書のなかで「国恥」と記されている。なぜ中国が列強に侵され続けたかについて、中国の発展が遅れたからと総括されている。すなわち、強い国であれば、外国に侵されることはないという考えである。そこから富国強兵の考えが生まれたのである。

1978 年を起点とする「改革・開放」政策は一貫して富国強兵の道を歩んでいる。最高実力者だった鄧小平氏は「発展こそこの上ない理屈だ」と繰り返してその後継者たちに伝えていた。ただし、鄧小平氏は、経済発展がすぐには思うように進展しない恐れがあるため、生前、その後継者たちに「韜光養晦」（とうこうようかい）と教示していた。「韜光養晦」

とは、一人前になるまで、力を蓄えるということである。すなわち、経済が十分発展するまでは、できるだけ諸外国と摩擦が起きないようにするということである。

表 1 1820 年の世界主要国の GDP 順位

国名	GDP (百万ドル)	構成比 (%)
中国	199,212	28.67
インド	93,125	13.40
フランス	38,071	5.45
ロシア	37,873	5.45
イギリス	34,829	5.01
日本	21,831	3.14
ドイツ	16,393	2.35
イタリア	12,975	1.86
アメリカ	12,432	1.78
インドネシア	11,011	1.58

資料：「世界経済の成長史 1820-1992 年-199 年を対象とする分析と推計」マディソン、アンガス著（Maddison, Angus）／金森 久雄監訳（東洋経済新報社）

表 2 世界主要国経済の順位（2016年）

国名	名目 GDP (百万ドル)	2016年順位	国名	GDP (購買力平価)
アメリカ	18,558,130	1	中国	20,853,331
(EU)	16,477,211		(EU)	19,205,364
中国	11,383,030	2	アメリカ	18,558,129
日本	4,412,600	3	インド	8,642,758
ドイツ	3,467,780	4	日本	4,901,102
イギリス	2,760,960	5	ドイツ	3,934,664
フランス	2,464,790	6	ロシア	3,684,643
インド	2,288,720	7	ブラジル	3,101,247
イタリア	1,848,690	8	インドネシア	3,010,746
ブラジル	1,534,780	9	イギリス	2,756,748
カナダ	1,462,330	10	フランス	2,703,378

資料：IMF

習近平政権になってから、共産党ははじめて「中華民族の復興」を提唱した。おそらく習近平国家主席の自らの判断として中国の国力はすでに十分に強くなったと考えたに違い

ない。表 2 に示したのは、2016 年現在の中国の名目 GDP と主要国の名目 GDP との比較である。ドル建て名目 GDP のランキングでは、中国の GDP はアメリカに次いで世界の二番目の規模を誇っている（2009 年までは、日本は二位だった）。一方、物価水準の違いを考慮した購買力平価での再評価した GDP ランキングでは、中国はアメリカを抜いて世界一位になっていると推計されている。

習近平政権が「一帯一路」構想を打ち出した背景には、まさに中国の経済力の増強がある。後発組の中国は既存の世界秩序のなかでそのルールに則って国際貿易や投資を行っていくことは考えにくい。中国は自らのイニシアティブで新しい秩序を作ろうとしているのである。

4. 米中貿易戦争の可能性

世界主要国の政府と貿易関係者はトランプ大統領の誕生で米中が貿易戦争に突入するのではないかと心配していただろう。トランプ大統領は当選の前から中国との貿易赤字を問題視し、中国が不当に人民元を安く操作しているとツイッターでつぶやいた。日本や EU などの国や地域は米中が貿易戦争に突入した場合、自らが巻き込まれる恐れがあるため、事態を見守る姿勢だった。

しかし、トランプ大統領は当選のあと、中国との関係をこれ以上悪化させないように、注意深く中国との対話姿勢を鮮明にしている。では、なぜ米中は貿易戦争に突入しないのだろうか。

まず、中国はアメリカから鉄鋼製品についてアンチダンピングの報復関税がかけられている。しかし、アメリカが中国から輸入している鉄鋼製品は全体の 3% 未満であり、中国はアメリカの鉄鋼輸入国・地域のなかでトップ 10 にすら入っていない。ちなみに、1 位はカナダ、2 位はブラジル、3 位は韓国であり、日本は 6 位であり、中国は 11 位だった（2016 年実績）。表 3 に示したのは米中貿易の主要製品とその構成であるが、中国がアメリカに向けて輸出する鉄鋼製品は全体の 2.6% 程度だった。

そして、同様に表 3 から読み取れる情報として、中国のアメリカへの輸出のなかで、家電（含むスマホ）と産業機械（含むパソコン）は全体の 50% 近いウェイトを占めているということがある。これらの貿易にもっとも貢献しているのは中国に進出している日米欧と韓国などの外国企業である。アメリカが中国に輸出している家電と産業用機械のほとんどは中国で生産できないハイテク製品である。さらに、アメリカが輸出している農産物（種子と穀物）の 70% は中国によって輸入されている。同様に、中国がアメリカに輸出している各種シューズは主にアメリカ（アディダスとナイキなど）と日本（アシックス）によるものが多い。地場のシューズメーカーの輸出はほとんど低付加価値のものばかりである。

こうしてみればわかるように、米中貿易は確かに不均衡であるが、中国が享受しているとみられる黒字の多くは中国に進出している多国籍企業に分である。そのなかで、アメリカ企業が享受する利益も相当大きな規模にのぼる。それに加え、米中の商品貿易こそ中国

の黒字だが、サービス貿易（知的財産権の使用料、観光収支、留学収支）は中国の大きな赤字である。

表 3 米中貿易の主要製品とその構成（2016 年）

米国→中国	金額(億ドル)	構成 (%)	中国→米国	金額(億ドル)	構成 (%)
航空機・部品	154.4	13.3	家電（含むスマホ）	1,331.6	27.6
家電	127.6	11.0	産業機械（含む PC）	1,041.4	21.5
産業用機械	122.5	10.6	衣類・アパレル	310.5	6.4
種子（大豆など）	110.9	9.6	家具など	281.0	5.8
自動車・部品	108.7	9.4	玩具など	245.1	5.1
光学医療機器	79.2	6.8	履物	172.8	3.6
プラスチック製品	49.1	4.2	プラスチック	143.3	3.0
木材・パルプ・古紙	34.1	2.9	自動車・部品	130.3	2.7
穀物（小麦・トモロコシ）	24.7	2.1	鉄鋼および製品	123.4	2.6
化学製品	24.6	2.1	光学医療機器	110.6	2.3
その他	324.9	28.0	その他	942.5	19.5
合計	1,160.7	100.0	合計	4,832.4	100.0

資料：中国商務部

総じていえば、米中貿易の不均衡はその額面通りに受け止めることができない。詳細な情報を収集して分析すればわかるように、アメリカは米中貿易不均衡から大きなメリットを享受している。このような点からトランプ政権が中国との貿易戦争に突入したくない思惑が見え隠れる。7 月 16 日は米中両政府が貿易不均衡を是正するために策定した「100 日計画」のタイムリミットである。この「100 日計画」は、その実施によって米中貿易不均衡が是正されるものではなく、米中両国が互いに妥協点を探るものであり、そのなかで中国はアメリカから農産物や牛肉などの輸入を増やすことを提案したといわれている。トランプ政権としては、中国に対北朝鮮の圧力を強化するように要求した可能性が指摘されている。したがって、米中の貿易不均衡は単なる国際貿易の問題だけでなく、米中の外交と安全保障とも関係する複雑な問題である。

5. 中国型グローバリズムのあり方

そもそも 40 年前から始まった「改革・開放」政策は中国がグローバル化を推進しグローバルコミュニティに入る始まりだった。2001 年に中国は念願の国際貿易機関（WTO）加盟を果たし、中国経済のグローバル化が一気に進んだとみられている。中国は WTO 加盟をきっかけに金融市場を含むほぼすべての国内市場を対外的に開放することを約束した。むしろ、WTO に加盟したときの約束は国際社会から見ると、100% 履行されたわけではなく、

中国はさらなる市場開放に取り組む必要がある。

中国が進めるグローバル化は2010年までは徐々に国内市場を開放していくことだったが、それ以降、「走出去」（対外進出）に姿勢が大きく転換した。2010年以降、中国経済は国内市場だけでは、供給を完全に消化することができなくなったのだ。すなわち、過剰設備の問題が浮き彫りになったのである。これこそ中国経済の構造問題である。

中国経済の一つのパターンとして、外資を誘致して地場企業、とりわけ国有企業に設備投資を促して、廉価な商品・製品を生産して輸出することで経済成長を促していくことがあげられる。この発展モデルは人件費の安い時期であれば十分に機能するが、2010年以降、主要都市の最低賃金は毎年10%ずつ引き上げられており、今や中国沿海部の人件費は東南アジア諸国よりも割高になっている結果、中国の輸出製造業は徐々にアドバンテージ（比較優位性）を失うようになった。直近でいえば、2015年と2016年は二年連続で輸出も輸入もマイナスの伸びとなった。

輸出依存の経済発展には限界がある。しかし、中国の場合、家計の貯蓄率はGDPの30%にのぼり、政府と企業の貯蓄と合わせれば、50%を超える規模となる。一方、貯蓄に押されて、消費率は低くなっている。先進国の場合、一般的に消費率は60%を超え、インドでも55%前後といわれているが、中国の消費率は40%未満である（ADB統計）。

結果的に、毎年巨額の設備投資が行われているが、国内市場も国際市場も思うように拡大しない。中国政府は当初、海外で資源を獲得する投資と市場を開拓する投資なら積極的に認める姿勢だった。しかし、2010年以降、中国企業は海外で資源や市場を獲得する投資よりも、一攫千金の不動産投資などに走るケースが増えた。2013年から、習近平政権は国家戦略として古代のシルクロードに倣って新しいシルクロードともいえる「一带一路」構想を打ち出した。

「一带一路」構想が打ち出された当初は、日米を中心に推進していた環太平洋パートナーシップ協定（TPP）に対抗するものともいわれていた。トランプ政権になってから、トランプ大統領は予言の通りTPPからの離脱を宣言する大統領令に署名した。しかも、トランプ大統領はAmerica Firstの保護主義姿勢を鮮明にした。グローバル社会では、グローバリズムと保護主義の対立軸が明確になった。

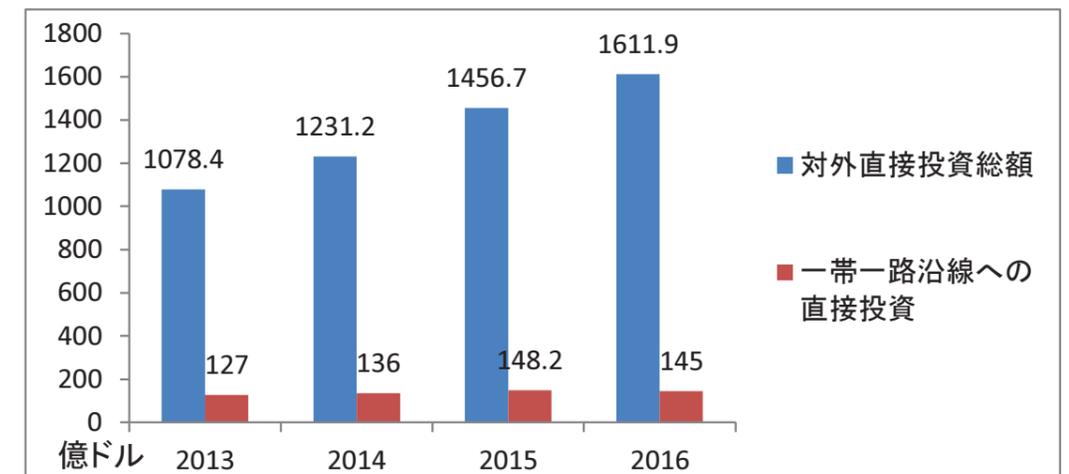
習近平国家主席は保護主義が中国経済の成長率をさらに押し下げていくことを懸念し、グローバル化を推進していく姿勢を明確にしている。いうまでもないことだが、アメリカのTPP離脱は中国の「一带一路」構想にとって強い追い風になっている。中国主導の「一带一路」構想が実現すれば、中国主導のグローバリズムが世界をけん引する可能性も出てくる。

6. 「一带一路」構想が直面する課題と今後の展望

中国政府が推し進める「一带一路」構想は、TPPがとん挫しそうな現状において経済のグローバル化をさらに推進していく上で重要な原動力になるだろう。むしろ、自由貿易協

定（FTA）や経済連携協定（EPA）と異なり、「一带一路」構想はユーラシア大陸に跨る巨大な地域の物流インフラを整備し、その貿易を推進するイニシアティブである。前者は事前に合意された条件をクリアできないと、参加することができないが、それに対して、後者は参加する条件はなく、重要なのはインフラプロジェクトを整備するためのファイナンスとその利用による貿易促進である。

図1 中国の対外直接投資と一带一路沿線への直接投資の推移



資料：中国商務部

懸念されるのは、「一带一路」構想には中国の習近平国家主席の「面子工程」（メンツプロジェクト）の色彩が濃いということである。習近平国家主席が提唱する「中華民族の復興」はまさに「一带一路」構想の実現によって象徴されるものと思われる。この壮絶な夢を実現するには、まず、中国経済が持続して発展していくことが必要である。現実的に、「一带一路」プロジェクトに資金を供給できるのは中国しかいない。「一带一路」沿線の国や地域は中国がインフラを整備してくれるならば、歓迎するという姿勢である一方、港湾などが整備されたあと、自らの経済が中国にコントロールされないかという心配の声が聞こえるのも事実である。

一方、中国国内においても、短期的に1兆ドルにのぼるといわれるインフラ投資について国内になお2億人の貧困層がいるなかで、なぜこれほど巨額な資金を持ち出して外国のインフラを整備しないといけないのだろうか、という疑問視する声も聞こえる。「一带一路」構想は国民によって支持されなければ、実現できない。

さらに、諸外国からみると、「一带一路」プロジェクトの建設において、誰が主役になるのかという問題がある。基本的にそのプロジェクトのファイナンスと建設について透明性

を担保するには、民営企業が主役となり、資金面の情報開示が求められる。それに対して、国有企業が主役になった場合、必ずや腐敗が横行する。一方、経済の合理性が認められなければ、民営企業は参入してこない。現実問題として、図 1 に示す通り、中国企業の対外直接投資は順調に拡大しているが、「一带一路」沿線への直接投資はほとんど増えていないのである。なぜ「一带一路」沿線への直接投資が増えないのだろうか。原因の一つはこうしたインフラ施設に投資した場合、リターンが得られない可能性があるということである。

繰り返しになるが、「一带一路」構想は自由貿易を推進するための物流整備プロジェクトである。そのうえ、関税と非関税障壁を撤廃し国際貿易を推進するための枠組みは FTA または EPA といった協定である。将来の展望について、中国は必ずや当該地域における FTA または EPA の締結を提案してくるものと予想される。中国と EU の貿易構造をみると、その産業間の補完性が強く、中国と EU の EPA 締結は日・EU の EPA に倣って行われる可能性が高い。そうすれば、「一带一路」沿線の経済はそのバリューチェーンによって押し上げられる可能性があり、これこそ現代版シルクロード構想の意味するところである。具体的にそのバリューチェーンの一つはエネルギーの供給である。もう一つは自動車や半導体の部品などのハイテク部品産業の物流である。さらに、自動車、家電と産業用機械の完成品の流れは活発化する可能性がある。研究・開発、生産、販売からなる物流は EPA の好条件の下で活性化する可能性がある。

最後に、「一带一路」構想と将来、締結され得る経済連携協定の実現に向けて中国が沿線の国や地域との相互信頼を醸成する必要がある。同時に、自国民の支持を勝ち取るために、自国民に対する説明責任を果たしていかなければならない。したがって、「一带一路」構想は中国自らが変革を起こしていけるかどうかの試金石といえる。具体的に、経済改革だけでなく、政治改革を行い、自由、人権と民主主義といったグローバル社会の普遍的価値観を共有する必要がある。

ーコラム 強化される国家監視体制ー

キャストグループ代表 弁護士・税理士 村尾 龍雄

第一、はじめに

2014 年 10 月 20 日乃至 23 日の四中全会(中国共産党第 18 期中央委員会第 4 回全体会議)において依法治国(法による国家統治)を標榜した【15】。その詳細な内容は人民網【16】で確認することができる。法による国家統治は立法、行政、司法のそれぞれにおいて貫徹されるべき目標が詳細に公表されているが、中でも注目されるのが立法における 6 つの目標の 1 つとして「(6) テロ対策と国家安全の法治化 総合的国家安全観を貫徹実施し、国家安全法治建設を加速し、テロ対策など差し迫って必要とする法律の制定を急ぎ、公共安全の法治化を推進し、国家安全法律制度・体系を構築する。」という点が掲げられていることである【17】。

1982 年に制定された中国の憲法【18】には先進諸国同様の詳細な人権保障規定が置かれているが、同時にその第 51 条が「中華人民共和国公民は、自由及び権利を行使する際は、国、社会及び集団の利益並びに他の公民の適法な自由及び権利を損なってはならない。」(下線部は筆者が付した。)と規定し、「国、社会及び集団の利益」との関係では先進諸国の常識からすると、表現の自由に代表される精神的自由権を含む人権が大胆な制約を受けることがあり得る。

四中全会が立法目標として掲げる「テロ対策と国家安全の法治化」は「テロ対策と国家安全」という「国、社会及び集団の利益」との関係で時に中国において活動する外国人、外国企業の人権が大幅な制約を受けることにもなる「国家安全法律制度・体系」の構築を目標とするものである。

本稿では、四中全会から 3 年近くが経過する中で、果たしてかかる立法目標が具体的にどのような「国家安全法律制度・体系」の形式で構築されてきたかを紹介し、その内容を概観するものである。

15 依法治国を法治主義と訳出する例もある。しかし、民主主義国(例えば日本)における法治主義が主権を有する国民により普通選挙を通じて選出された全国民を代表する国会議員が国会を通じて制定する法律により政府(行政)の権限の範囲及び行使方法を拘束するという文脈で理解されるのが通例であるところ、中国は非民主主義国であり、依法治国は中国共産党の指導のもとに法を国家統治の手段として利用することに重点があるから、概念的混同を回避するためにも、人民網の訳出例である「法による国家統治」によるのが合理的である。

16 <http://j1.people.com.cn/94474/310419/310494/index.html>

17 <http://j.people.com.cn/n/2014/1030/c94474-8802294.html>

18 それ以前にも 1954 年、1975 年、1978 年にそれぞれ憲法が制定されている。

第二、具体的な国家安全法律制度・体系の概観

以下では時系列に従って登場した法律を紹介する。

一、「反スパイ法」(全国人民代表大会(以下「全人代」という。))常務委員会が主席令第 16 号により 2014 年 11 月 1 日公布、施行)

「反スパイ法」はその第 40 条に「この法律は、公布の日から施行する。1993 年 2 月 22 日に第 7 期全国人民代表大会常務委員会第 30 回会議により採択された『国家安全法』は、同時にこれを廃止する。」と規定することからも明らかとなり、反スパイ活動を規律する従前の「国家安全法」を廃止し、新たに制定されたものである。

第 1 条で「スパイ行為を防止し、制止し、及び懲罰・処理し、かつ、国の安全を維持保護するため、憲法に基づき、この法律を制定する。」という立法目的を有する「反スパイ法」の定義するスパイ活動とは次のとおりである。

第 38 条 この法律において「スパイ行為」とは、次に掲げる行為をいう。

(1)スパイ組織及びその代理人が実施し、若しくは他人を教唆し、若しくはこれに資金を援助して実施させ、又は境内外の機構、組織若しくは個人と当該スパイ組織及びその代理人とが互いに結託して実施する、中華人民共和国の国の安全に危害を及ぼす活動

(2)スパイ組織に参加し、又はスパイ組織及びその代理人の任務を受け入れる行為

(3)スパイ組織及びその代理人以外のその他の境外機構、組織若しくは個人が実施し、若しくは他人を教唆し、若しくはこれに資金を援助して実施させ、又は境内機構、組織若しくは個人と当該境外機構、組織若しくは個人とが互いに結託して実施する、国家秘密若しくは情報を窃取し、探り出し、買い取り、若しくは不法に提供し、又は国家業務人員を策動し、誘引し、若しくは買収して裏切らせる活動

(4)敵のため攻撃目標を指示する行為

(5)その他のスパイ活動をする行為

この点、2017 年 5 月に「日中両政府は 22 日、日本人男性 6 人が 3 月から山東省と海南省で中国当局に拘束されていることを明らかにした。具体的な容疑は不明だが、関係者によると 6 人は温泉開発のために訪中し、何らかの活動がスパイ行為などの国家安全危害容疑と見なされた可能性があるという。」と報道されたほか【19】、それに先立つ 2015 年 12 月 25 日には「中国当局が 4 人の日本人を相次いで逮捕したり、監視下に置いたりした問題が波紋を広げている。4 人のうち、6 月に上海で拘束された女性が 11 月に逮捕されたほか、北京で当局の監視下に置かれていた男性が刑事勾留されたことも明らかになった。習近平指導部は昨年 11 月に成立した反スパイ法を使い、外国人への監視を強化している。」【20】、2017 年 2 月 25 日には「中国で昨年 7 月から拘束されていた日中交流団体幹部の日本人男

19 日経新聞電子版「中国、邦人 6 人を 3 月から拘束 スパイ容疑か」

(http://www.nikkei.com/article/DGXLASDG22H8A_S7A520C1CC1000/)

20 日経新聞電子版「中国、拘束邦人女性を正式に逮捕 外国人への監視強化」

(http://www.nikkei.com/article/DGXLASGM25H46_V21C15A2EA2000/)

性が正式に逮捕されたことが 24 日わかった。スパイ行為に関わった疑いとみられる。中国では 2015 年にスパイ行為に関与したとして相次いで拘束された日本人男女 4 人も起訴され、既に初公判が開かれた。今回の男性も起訴される可能性が高い。」【21】とそれぞれ報道されている。

個別事案の詳細が不明であるので、全体についてのコメントをすることができないが、少なくとも直近の温泉開発の調査に関して、地図測量に関する新たな「測量製図法」(全国人民代表大会常務委員会が主席令第 67 号により 2017 年 4 月 27 日公布、同年 7 月 1 日施行)に注意が必要である。同法は 2002 年の同名の法律を改定するものであるが、近時頻発する外国人、外国企業による違法行為を受けて、外国人、外国企業が中国において測量製図活動を展開する際の関連要求事項が改めて打ち出され(第 8 条)、違法行為についての行政処罰が強化された(第 51 条。具体的には旧法と比較して、併科される行政処罰としての罰金(反則金)の額が 1 万元以上 10 万元以下から 10 万元以上 50 万元以下に引き上げられ、情状が重大である場合には 50 万元以上 100 万元以下の罰金が併科されることになった。)。これを超えて、「反スパイ法」及び「刑法」で刑事処罰対象となるのがいかなる場合であるかの基準が不明であることもあり【22】、外国人、外国企業が測量製図活動を行う場合、必ず①事前に国務院測量製図地理情報主管部門及び軍隊測量製図部門の認可を取得し、かつ、②中国の関係部門又は単位と協力して実行することの徹底した遵守が必要である。

第 8 条 外国の組織又は個人が中華人民共和国の領域及び中華人民共和国の管轄するその他の海域において測量製図活動に従事する場合、国務院測量製図地理情報主管部門が軍隊測量製図部門と共に認可を経て、かつ、中華人民共和国の関係する法律、行政法規の規定を遵守しなければならない。

外国の組織又は個人が中華人民共和国の領域において測量製図活動に従事する場合、中華人民共和国の関係部門又は単位と協力して実行しなければならない。国家安全を害してはならない。

第 51 条 本法の規定に違反し、外国の組織又は個人が認可を経ずに、又は中華人民共和国の関係部門、単位と協力をせずに、勝手に測量製図活動に従事する場合、違法行為の停止を命じ、違法所得、測量製図の成果及び測量製図の道具を没収し、かつ、10 万元以上 50 万元以下の罰金を併科する。情状が著しい場合、50 万元以上 100 万元以下の罰金を併科し、期限を切って出国させ、又は強制退去させる。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。

21 日経新聞電子版「中国、交流団体の日本人幹部を逮捕」

(http://www.nikkei.com/article/DGXLASGM24H9H_U7A220C1FF2000/)

22 例えば普通貨物密輸罪(刑法第 153 条第 2 項)に関して「密輸刑事事件を取り扱う際の法律の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院及び最高人民検察院の解釈」(最高人民法院及び最高人民検察院が 2014 年 8 月 12 日に法釈[2014]10 号により発布、施行)が行政処罰となる場合と刑事処罰となる場合の分水嶺を輸入関税及び輸入段階増徴税のほ脱金額により明確化しているが、「測量製図法」(行政処罰)と「反スパイ法」及び「刑法」(刑事処罰)の場合、かかる明確な基準が公表されていない。

二、「**国家安全法**」(全人代常務委員会が主席令第 29 号により 2015 年 7 月 1 日公布、施行)及び「**国家情報法**」(全人代常務委員会が主席令第 69 号により 2017 年 6 月 27 日公布、同月 28 日施行)

従前の「国家安全法」が「反スパイ法」の前身としての意義を有していたのに対して、「反スパイ法」が施行された後に登場した新たな「国家安全法」は国家安全の維持保護にその目的を有する一般法の位置付けであり(第 1 条)、「反スパイ法」を含む本稿が取り上げる他の法律はいずれもその特別法として位置付けられると考えられる。そこで、「国家安全」の意義が問題となるが、これについて同法第 2 条は次のとおり定義する。

第 2 条 「国家安全」とは、国の政権、主権、統一及び領土の完全性、人民福祉、経済・社会の持続可能な発展並びに国のその他の重大な利益が、危険がなく、及び内外の脅威を受けない状態に相対的にあること、並びに安全状態を維持する能力が保障されることをいう。

国家安全の保障について、同法は「国家安全の維持保護は、経済・社会の発展と調和しなければならない。」(第 8 条第 1 項)、「国家安全業務については、内部の安全及び外部の安全、国土の安全及び国民の安全、伝統的安全及び非伝統的安全並びに自身の安全及び共同の安全を統一的に計画しなければならない。」(同条第 2 項)、「国家安全を維持保護するにあたっては、予防を主とすること及び副次的な部分と主要な部分とを同時に正すことを堅持し、専門業務と大衆路線とを結合させ、専門機関その他の関係機関の国家安全を維持保護する職能作用を十分に発揮し、公民及び組織を広く動員し、国家安全に危害を及ぼす行為を防止し、制止し、及び法により懲罰しなければならない。」(第 9 条。下線部は筆者が付した。)と規定する。

特に注目されるべきは同法第 9 条であり、国家安全を保障するために、同法第 52 条第 1 項が「国家安全機関、公安機関及び関係する軍事機関は、職責分掌に基づき、法により国家安全にかかわるインテリジェンス情報を搜索収集する。」と規定するとおり、「専門機関その他の関係機関」による「専門業務」を通じてインテリジェンス情報収集活動の実施をするだけでなく、「公民及び組織を広く動員」した「大衆路線」が結合されている。

前者の「専門業務」について「国家安全法」は「第 2 節 インテリジェンス情報」を設けているが、第 51 条乃至第 54 条と僅か 4 条であるため、この点を全 32 条にわたり詳細に規定する「国家情報法」を別途公布、施行したのである(なお、後述の「反テロリズム法」参照)。

注目すべきは後者の「大衆路線」であり、同法第 11 条は「中華人民共和国の公民、すべての国家機関及び武装勢力、各政党及び各人民団体並びに企業事業組織その他の社会組織には、国家安全を維持保護する責任及び義務がある。」とすると同時に、同法第 77 条第 1 項は次のとおり規定する(下線部は筆者が付した)。

第 77 条 公民及び組織は、国家安全を維持保護する次に掲げる義務を履行しなければならない。

(1) 国家安全に関する憲法及び法律法規の関係規定を遵守すること。

(2) 国家安全に危害を及ぼす活動の手がかりを遅滞なく報告すること。

(3) 知るところとなった、国家安全に危害を及ぼす活動にかかわる証拠をありのままに提供すること。

(4) 国家安全業務のため便宜条件その他の助力を提供すること。

(5) 国家安全機関、公安機関及び関係軍事機関に対し必要な支持及び助力を提供すること。

(6) 知るところとなった国家秘密を保持すること。

(7) 法律及び行政法規所定のその他の義務

同法第 77 条第 1 項の意味するところを咀嚼すると、日系企業で働く中国人従業員が国家安全機関等から国家安全に関わるからという理由で情報提供を求められれば、労働契約の規定する守秘義務に国家安全という公益が優先すると解釈されることは明らかであるから、中国公民の義務として当該情報提供をしなければならないし、日本やアメリカで働く中国人従業員が同様の要請を受ける場合も同様である。しかも、そのような要請を受けた事実及び情報提供の事実そのものが「国家秘密」に該当すると解釈され得るから、これを開示、漏洩してはならないという刑事制裁の圧力のもとでの法的制約が働く。このことは論者によっては、中国人は世界のどこにいても国家の強制によって常にスパイ化する危険を内包するとの見方をする契機となるかもしれない。

なお、同法第 11 条第 2 項は「中国の主権及び領土の完全性については、侵害及び分割を許さない。国の主権、統一及び領土の完全性の維持保護は、香港・マカオの同胞及び台湾の同胞を内に含む全中国人民の共同の義務である。」と規定する。2017 年 7 月 1 日に香港復帰 20 周年式典で国家主席となって初めて香港を訪れた習近平の発言は第一文をそのまま述べたものにすぎない。また、第二文からわかるとおり、2003 年に香港市民の反対で一旦頓挫した「国家安全条例」の早期制定を中共中央が強く求める意向が窺える【23】

²³ 一国二制度が保障される香港特別行政区の憲法に相当する「香港基本法」(全人代が主席令第 26 号により 1990 年 4 月 4 日公布、1997 年 7 月 1 日施行)第 23 条には次のとおり国家安全条例(The National Security Ordinance。仮称。以下同じ。)の制定を義務付けている。

“The Hong Kong Special Administrative Region shall enact laws on its own to prohibit any act of treason, secession, sedition, subversion against the Central People's Government, or theft of state secrets, to prohibit foreign political organizations or bodies from conducting political activities in the Region, and to prohibit political organizations or bodies of the Region from establishing ties with foreign political organizations or bodies.”

これに基づき、2002 年 9 月 24 日に香港政府は「国家安全(立法条項)議案(The National Security (Legislative Provisions) Bill)」を公表したところ、香港の一国二制度に反するとして香港市民の強い反対を招き、同議案に対する抗議活動は 2003 年 7 月 1 日の香港復帰記念日の莫大な数のデモを引き起こした。その直後の同月 6 日に自由党党首及び行政長官(The Chief Executive)の最高諮問機関である行政會議(The Executive Council)の非官吏メンバーであった田北俊(James Tien Pei-chun)が辞任したほか、同月 16 日に行政會議の 2 名の官吏メンバー(保安局局长であった葉劉淑儀(Regina Ip Lau Suk-ye)及び財政司長であった梁錦松(Antony Leung Kam-chung))が辞任し、立法会(The Legislative Council)での採択が不可能であることが明らかとなったことにより、期限を設けることなく撤回された。しかし、2017 年 7 月 1 日に新行政長官に就任した林鄭月娥(Carrie Lam)に対する中共中央の国家安全条例制定に向けた圧力は高まると予想される(問題は議案の提案は再度できても、二度目の失敗は許されない中で、民主派議員の反対を押しつけて果たして立法会で採択できるかにある)。

三、「反テロリズム法」(全人代常務委員会が国家主席令第 36 号により 2015 年 12 月 27 日公布、2016 年 1 月 1 日施行)

同法の立法目的は第 1 条の「テロ活動を防御し、及び懲罰し、反テロリズム業務を強化し、かつ、国の安全、公共の安全及び人民の生命・財産の安全を維持保護するため、憲法に基づき、この法律を制定する。」との規定に集約される【24】。

反テロリズム業務について、同法第 5 条は、「反テロリズム業務は、専門業務と大衆路線とを結合させ、防御を主とし、懲罰・防御を結合させ、及び先んじて敵を制し、並びにイニシアチブを保持するという原則を堅持する。」と規定し、「国家安全法」と同様の立場をとる。また、インテリジェンス情報収集についても「国家安全法」と同様の規定を設けており(全 6 条)、「国家情報法」はこの 2 つの法律を支持するものとして位置付けられると思われる。

「反テロリズム法」の規定する安全防御に関する第 3 章には日系企業も次のとおり注意すべき点が規定されている。

第 18 条 電信業務経営者及びインターネットサービス提供者は、公安機関及び国家安全機関が法によりテロ活動の防御及び調査をするため、技術インターフェース、デコード等の技術サポート及び助力を提供しなければならない。

第 19 条 電信業務経営者及びインターネットサービス提供者は、法律及び行政法規の規定により、ネットワークセキュリティ及び情報内容監督制度並びに安全技術防御措置を具体化し、テロリズム又は過激主義の内容を含む情報の伝播を防止しなければならない。テロリズム又は過激主義の内容を含む情報を発見した場合には、直ちに伝送を停止し、関連する記録を保存し、関連する情報を削除し、かつ、公安機関又は関係部門に対し報告しなければならない。

ネットワーク情報、電信、公安、国家安全等の主管部門は、テロリズム又は過激主義の内容を含む情報について、職責分掌に従い、遅滞なく関係単位に関連情報の伝送停止若

24 テロリズムの定義は次のとおりである。

第 3 条 この法律において「テロリズム」とは、自らの政治及びイデオロギー等の目的を実現するため、暴力、破壊、恐喝等の手段を通じて、社会的パニックを引き起こし、公共の安全に危害を及ぼし、若しくは人身の財産を侵害し、又は国家機関若しくは国際組織を脅迫する主張及び行為をいう。

この法律において「テロ活動」とは、テロリズムの性質のある次に掲げる行為をいう。

(1) 人員の死傷、重大な財産損失、公共施設の損壊、社会秩序の混乱等の重大な社会的危害をもたらす活動を組織し、画策し、その実施を準備し、若しくは実施し、又はそれをもたらす活動を企図する行為

(2) テロリズムを宣揚し、テロ活動の実施を扇動し、又はテロリズムを宣揚する物品を不法に保有し、テロリズムを宣揚する服装又は標識を公共の場所において着用するよう他人に強制する行為

(3) テロ活動組織を組織し、指導し、又は参加する行為

(4) テロ活動組織、テロ活動人員、テロ活動の実施又はテロ活動の研修のため情報、資金、物資、役務、技術、場所等の支持、助力及び便宜を提供する行為

(5) その他のテロ活動

この法律において「テロ活動組織」とは、テロ活動実施のため構成される 3 名以上の犯罪組織をいう。

この法律において「テロ活動人員」とは、テロ活動を実施する者及びテロ活動組織の成員をいう。

この法律において「テロ事件」とは、現在発生しており、又は既に発生した、重大な社会的危害をもたらし、又はもたらすおそれのあるテロ活動をいう。

しくは削除又は関連するウェブサイトの閉鎖若しくは関連サービスの閉鎖・停止を命じなければならない。関係単位は、直ちに執行し、かつ、関連する記録を保存し、調査をするのに助力しなければならない。インターネット上でクロスボーダー伝送される、テロリズム又は過激主義の内容を含む情報について、電信主管部門は、技術措置を講じて伝播を阻止・中断しなければならない。

第 21 条 電信、インターネット、金融、宿泊、長距離旅客運送、機動車リース等の業務の経営者及びサービス提供者は、顧客の身分について検査をしなければならない。身分が不明であり、又は身分検査を拒絶する場合には、サービスを提供してはならない。

第 22 条 生産及び輸入単位は、規定により銃器等の武器、弾薬、規制対象器具、危険化学品、民間用爆発物品及び核・放射性物品について電子追跡ラベルを付し、民間用爆発物品については安全検査追跡ラベルを追加しなければならない。

運送単位は、規定により、運営中の危険化学品、民間用爆発物品及び核・放射性物品の運送手段に対し、位置情報システムを通じてモニタリングを実行しなければならない。

(第 3 項以下省略)

四、「ネットワーク安全法」(全人代常務委員会が主席令第 53 号により 2016 年 11 月 7 日公布、2017 年 6 月 1 日施行)

同法の名称(「网络安全法」)に関して、一部有力なマスコミが「インターネット安全法」という訳語を使用する。しかし、インターネットに相当する中国語は「因特网」又は「互联网(互联网)」であり、またインターネットを経由しないネットワークも対象となるので誤訳である。同法第 76 条第 1 号の「ネットワーク」の定義もこれが誤訳であることを裏付ける。

第 76 条 この法律の次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「ネットワーク」とは、コンピュータその他の情報端末及び関連設備により構成され、一定の規則及びプログラムに従い情報について収集、保存、伝送、交換及び処理をするシステムをいう。

同法はその目的としてインターネットを中心とするが、これに限らない「ネットワークの安全を保障し、ネットワーク空間の主権並びに国の安全及び社会公共利益を維持保護し、公民、法人その他組織の適法な権益を保護し、かつ、経済社会の情報化の健全な発展を促進するため、この法律を制定する。」と規定する(第 1 条)。

「ネットワーク安全法」に関して、その第 37 条の「基幹情報インフラストラクチャーの運営者」の定義によっては、「中華人民共和国の境内での運営において収集し、及び発生させた個人情報及び重要データ」並びにこれらから構成されるビッグデータを「境内【25】において保存しなければならない」ず、香港、マカオ及び台湾という海外と擬制される地域を含めた海外に持ち出すことができなくなるのではないかという懸念が早くから示されてきた

25 中華人民共和国のうち香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾を除いた地域(すなわち大陸)を意味する法律用語である。

【26】。

第 37 条 基幹情報インフラストラクチャーの運営者が中華人民共和国の境内での運営において収集し、及び発生させた個人情報及び重要データは、境内において保存しなければならない。業務の必要により、確かに境外に対し提供する必要がある場合には、国家ネットワーク安全及び情報化部門が国務院の関係部門と共同して制定する弁法に従い安全評価をしなければならない。法律及び行政法規に別段の定めのある場合には、当該定めによる。

当該懸念について、同法第 76 条第 3 号が規定する「ネットワーク運営者」の一般的定義を前提に、同法第 31 条第 1 項第 2 文にかかる「基幹情報インフラストラクチャー」の具体的範囲を決定する国務院の制定する行政法規の早期公布が待たれる。その定義如何では、当該懸念が一部産業分野において現実化する可能性がある。【27】

第 76 条 この法律の次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(3) 「ネットワーク運営者」とは、ネットワークの所有者及び管理者並びにネットワークサービス提供者をいう。

第 31 条 国は、公共通信及び情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、電子政務等の重要業種及び分野その他の一旦機能の破壊若しくは喪失又はデータ漏洩に遭遇すると、国の安全、国民経済・人民生活及び公共利益を重大に脅かすおそれのある基幹情報インフラストラクチャーについて、ネットワーク安全等級保護制度を基礎として、重点保護を実行する。基幹情報インフラストラクチャーの具体的範囲及び安全保護弁法に

²⁶ この点を指摘するものとして、日経新聞電子版・有料会員限定「中国ネット統制 波紋広がる」(<http://www.nikkei.com/article/DGKKZO17948650R20C17A6TCR000/>)

²⁷ 2017 年 7 月 11 日に「国家インターネット情報弁公室の『基幹情報基礎施設安全保護条例(異見徴求稿)』の公開意見徴求に関する通知」が公表され、2017 年 8 月 10 日まで公開意見徴求が行われている。これによれば、クラウド、ビッグデータのほか、マスコミ関係者が懸念したとおり、「ラジオ、テレビ、通信社等のニュース単位」が「基幹情報インフラストラクチャーの運営者」に該当するとされる。ただし、国家インターネット情報部門が国務院電信主管部門、公安部門等の部門と共に制定するとされる基幹情報インフラストラクチャーの識別指南を見なければ、いかなる具体的範囲で対象とされるかの詳細がなお不明である。

http://www.cac.gov.cn/2017-07/11/c_1121294220.htm

第 18 条 次に掲げる単位が運営、管理するネットワーク設備及び情報システムが一旦機能の破壊若しくは喪失又はデータ漏洩に遭遇すると、国の安全、国民経済・人民生活及び公共利益を重大に脅かすおそれのある場合、基幹情報インフラストラクチャーの保護範囲に取り入れなければならない。

(一) 政府機関及びエネルギー、金融、交通、水利、衛生医療、教育、社会保険、環境保護、公用事業等の産業領域の単位；

(二) 電信網、放送網、インターネット網等の情報ネットワーク、及びクラウド、ビッグデータ及びその他大型公共情報ネットワークサービスを提供する単位；

(三) 国防科学工業、大型装備、化学工業、食品薬品等の産業領域の科学研究生産単位；

(四) ラジオ、テレビ、通信社等のニュース単位；

(五) その他の重点単位。

第 19 条 国家インターネット情報部門が国務院電信主管部門、公安部門等の部門と共に基幹情報インフラストラクチャーの識別指南を制定する。

国家産業主管又は監督部門は基幹情報基礎施設の識別指南により本産業、本領域の基幹情報基礎施設の識別を組織し、かつ、手続きにより識別結果を報告・送付する。

基幹情報基礎施設の識別認定過程において、関係する専門家の作用を十分発揮し、基幹情報基礎施設の識別認定の正確性、合理性及び科学性を高めなければならない。

については、国務院がこれを制定する。(第 2 項省略)

五、「暗号法」(草案)

「国家秘密の内容にかかわらない情報について暗号化保護又は安全認証をするのに使用する暗号技術及び暗号製品」と定義される「商業暗号」(次に掲げる「商業用暗号管理条例」第 2 条参照)について、次に掲げるものを含むが、これに限らない法令群が公布(公告)、施行されてきた。

- 1、「商業用暗号管理条例」【28】(国務院が国務院令第 273 号により 1999 年 10 月 7 日公布、施行)
- 2、「電子認証サービス暗号管理弁法」(国家暗号管理局が国家暗号管理局公告(第 2 号)により 2005 年 3 月 31 日公告、同年 4 月 1 日施行)
- 3、「商業用暗号科学研究管理規定」(国家暗号管理局が国家暗号管理局公告(第 4 号)により 2005 年 12 月 11 日公告、2006 年 1 月 1 日施行)
- 4、「商業用暗号製品生産管理規定」(国家暗号管理局が国家暗号管理局公告(第 5 号)により 2005 年 12 月 11 日公告、2006 年 1 月 1 日施行)
- 5、「商業用暗号製品販売管理規定」(国家暗号管理局が国家暗号管理局公告(第 6 号)により 2005 年 12 月 11 日公告、2006 年 1 月 1 日施行)
- 6、「国家暗号管理局公告(第 7 号)」(2006 年 1 月 6 日公告、施行)
- 7、「商業用暗号製品使用管理規定」(国家暗号管理局が国家暗号管理局公告(第 8 号)により 2007 年 3 月 24 日公告、2006 年 5 月 1 日施行)
- 8、「国外の組織及び個人による中国における暗号製品使用管理弁法」(国家暗号管理局が国家暗号管理局公告(第 9 号)により 2007 年 3 月 24 日公告、2006 年 5 月 1 日施行)
- 9、「国家暗号管理局及び税関総署連合公告 2009 年第 18 号」(2009 年 12 月 10 日公告、施行)

²⁸ 次の条文が重要である。

第 3 条 商業用暗号技術は、国家秘密に属する。国は、商業用暗号製品の科学研究、生産、販売及び使用について専門統制管理を実行する。

第 7 条第 1 項 商業用暗号製品については、国家暗号管理機構の指定する単位が生産する。指定を経ないで、いかなる単位及び個人も、商業用暗号製品を生産してはならない。

第 8 条 商業用暗号製品の指定生産単位の生産する商業用暗号製品の品目及び型式については、必ず国家暗号管理機構の認可を経なければならない。かつ、認可された範囲を超えて商業用暗号製品を生産してはならない。

第 10 条 商業用暗号製品については、国家暗号管理機構の許可する単位が販売する。許可を経ないで、いかなる単位及び個人も、商業用暗号製品を販売してはならない。

第 13 条 暗号製品若しくは暗号技術を含む設備を輸入し、又は商業用暗号製品を輸出するにあたっては、必ず国家暗号管理機構に報告して認可を経なければならない。いかなる単位及び個人も、境外の暗号製品を販売してはならない。

第 14 条 いかなる単位及び個人も、国家暗号管理機構の承認を経た商業用暗号製品のみを使用することができ、自ら研究制作し、又は境外で生産された暗号製品を使用してはならない。

第 15 条 境外の組織又は個人は、中国の境内において暗号製品又は暗号技術を含む設備を使用するにあたっては、必ず国家暗号管理機構に報告して認可を経なければならない。ただし、外国の中国駐在外交代表機構及び領事機構を除く。

しかし、これらはいずれも国務院の行政法規（上記 1、）及び国家暗号管理局等の公告にかかる部門規則又は規範性文書【29】の法形式であり、法律ではない。そこで、法による国家統治の実践として、暗号に関する頂点に立つ法規範として「暗号法」を早急に制定する必要がある。

この要請に応え、国家暗号管理局は 2017 年 4 月 13 日に同年 5 月 12 日までの期間限定で「暗号法」草案を公表し、これについて公開意見徴求を行った【30】。おそらく 2017 年内に立法化されると見込まれる。

同法草案起草に当たり、立法上重視された 5 つの原則は次のとおりとされる。

第一に、党が暗号を管理するという根本原則を堅持し、中央の精神を全面的に徹底する。習近平総書記の一連の重要講話の精神及び治國理政の新理念、新思想及び新戦略を全面的に徹底し、暗号業務に対する党の絶対的指導を堅持し、党の主張が法定手続を通じて国家の意志となることを確実に保証し、我が国の国情に立脚し、中国の特色ある暗号発展の道筋を進む。

第二に、法による管理を堅持し、暗号法治建設を全面的に推進する。中央の意思決定・配置の具体化を誠実に徹底し、暗号法治建設を全面的に推進し、暗号の法律法規体系を完全化し、法による管理能力を適切確実に強化し、暗号業務における法治の指導及び保障の役割を更に適切に発揮させ、暗号業務の科学化、規範化及び制度化の水準を不断に引き上げる。第三に、総体的国家安全観を堅持し、国のネットワーク及び情報のセキュリティを適切確実に維持保護する。

暗号の応用を規範化し、及び促し、ネットワーク空間における身分識別、安全遮断、情報の暗号化、完全性保護及び否認不可性等の面での暗号の重要な役割を十分に発揮させ、暗号監督管理の程度を強化し、暗号の違法犯罪活動を防止し、及びこれに打撃を加え、国の安全及び根本利益を適切確実に維持保護する。

第四に、良好な環境の構築を堅持し、暗号事業の科学的発展を促す。暗号の市場の秩序を規範化し、暗号科学技術の進歩及びイノベーションを奨励し、暗号の知的財産権を保護し、各種の社会関係及び利益関係を適切に調整し、及び処理し、各方面の積極性を十分に作動

29 「立法法」（全人代が 2000 年 3 月 15 日国家主席令第 31 号により公布、同年 7 月 1 日施行、2015 年 3 月 15 日中華人民共和国主席令第 20 号により改正公布、同日施行）は第 80 第 1 項で「国務院の各部、委員会、中国人民銀行及び会計検査署並びに行政管理職能を有する直屬機構は、法律並びに国務院の行政法規、決定及び命令に基づき当該部門の権限範囲内において規則を制定することができる。」と部門規則について規定するが、その手続きについて、①第 84 条第 1 項「部門規則は、部務会議又は委員会会議を経てこれを決定しなければならない。」、②第 85 条第 1 項「部門規則は、部門の首長が命令に署名してこれを公布する。」、③第 86 条第 1 項「部門規則については、署名発布した後に、国務院公報又は部門公報及び中国政府法制信息网並びに全国の範囲内で発行される新聞において遅滞なく掲載する。」と規定するところ、これらの手続きを経っていないものも多い。こうした場合、部、委員会、局が（正式な「公布」ではなく）発布した規範は正式な法律法規としての部門規則ではなく、厳密には法律法規と区別された規範性文書となる。本稿では本文 2、乃至 9、の法規範が上記①乃至③を満たすとは限らないので、「部門規則又は規範性文書」とした。

30

http://www.shangusec.net/sitesources/webs/page_pc/xwzx/xwtd/article5d9bfd026bdd465888d938ec187af867.html

させ、暗号事業の適切かつ迅速な発展のため堅実な法律制度の保障を提供する。

第五に、問題の指導方向を堅持し、暗号業務の直面する突出した問題を着実に解決する。

暗号業務の新たな形勢・新たな特徴に基づき、継承とイノベーションの新たな結合を堅持し、安全と発展とを共に重視し、暗号業務の基本原則及び任務を明確化し、暗号業務の各領域が持つ普遍的な問題及び早急に法律の空白を埋めることを要する問題を重点的に解決し、同時に今後の関連法律法規の制定のため空間を予め設け、接続点を適切に設ける。

第三、最後に

アヘン戦争以来の苦難の歴史を完全に克服して、偉大な中華民族の夢を志向する習近平政権はもとより国家及び社会の安定のために表現の自由に対する強力な規制を伴う社会主義的国家監視体制の強化を図っていたが、一方で AI や顔認証システム、そして 5000 万台の米国の監視カメラ数に対して 1 億 7600 万台と言われる監視カメラを最大限活用し、個人の識別能力を技術により高めると同時に【31】、他方で監視体制を法律により支持しようとするのが四中全会以降の顕著な動向である。

これについて資本主義及び民主主義体制の日本を含む西欧側諸国が人権軽視などと非難をするのはたやすい。しかし、世界最大の市場を持つ中国でビジネスを展開する場合、郷に入っては郷に従うべき特殊なルールがあることを知り、決して当局の虎の尾を踏まないように十分気をつけることこそが「転ばぬ先の杖」として重要である。

本稿が各位に対するその一助となれば幸甚である。（了）

31 FORBS 「中国で急拡大の「顔認識システム」 アリババは顔決済を導入」
https://forbesjapan.com/articles/detail/16927?utm_source=antenna

